

平成 29 年度
自己点検評価報告書

平成 30 (2018) 年 6 月
東京純心大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 日本高等教育評価機構評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学修と教授	11
基準 3 経営・管理と財務	37
基準 4 自己点検・評価	48
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	52
基準 A 社会貢献	52
基準 B 強み・特色を生かした独自の研究活動	54

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学は、長崎に本部を置く邦人修道会「宗教法人純心聖母会」を設立母体とする学校法人東京純心女子学園が設置しているもので、「キリストの教えに基づいて真善美を探求するために、聖母マリアを理想とすること」を建学の精神としている。同修道会は、日本人最初の司教である早坂久之助師により創立され、シスター江角ヤスが初代会長に任命され、日本各地に教育事業、福祉事業を目的とした関連施設を作り、さらに南米(ブラジル)においても同様の活動を行い社会貢献に尽くしている。「純心」の名の由来は、愛と奉仕の精神に生きた聖母マリアの「けがれのない心“Immaculate Heart”」である。創立当初から聖母マリアにならい、キリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある愛と奉仕の精神に富む女性を育成することを教育の目的としてきたが、平成 27(2015)年 4 月の看護学部の開設と同時に共学とし、社会に対して幅広く学生を受け入れることとなった。

大学の基本理念としては、建学の精神を実現するための教育理念として掲げているように、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、平和的国際社会と地域社会のよき担い手となる「愛に根ざした真の知恵 “Sapientia in Caritate Fundata”」を身につけた人材の育成を目指している。そのために以下のとおり、「聖母マリアにならう人格形成」、「真理の探究」、「国際社会にいきる教養の体得」を三本柱として、自己の可能性に挑戦し続け個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献できる人間の教育・育成に取り組んでいる。

「聖母マリアにならう人格形成」

聖母マリアの徳に倣い、きよく、かしこく、やさしく、おごらずに、使命を誠実に全うする人を育てます。どのようなことに出会っても、謙虚にこれを受けとめて、使命を果たした聖母マリアの姿はわたしたちの模範です。狭い価値観や規範にとらわれず、柔軟な寛い心で、他者や共同体のためにはたらくことができる人を育てます。

「真理の探究」

至上の価値である真理には、科学的真理もあれば宗教的真理、哲学的真理、と分野に応じて求めるべきさまざまな真理があります。しかし、至上の価値を求めてたゆまぬ努力を重ねる、探究の姿勢は同一です。永遠の価値を神に求めるカトリックミッション校として、本学の教育は、揺るぎない真理探究の姿勢を涵養し、芯の通った人に育てます。

「国際社会にいきる教養の体得」

国境や人種、思想・信条を超えて人々や事柄を理解し共感をもってかかわるためには、幅広い教養と柔軟な感性が求められています。本学の教養教育および感性教育は、この要求に応えます。

2. 使命・目的

使命・目的については、「建学の精神」や「教育理念」を基盤にし、その上に学部・学科ごとの特性を踏まえて構築している。各学部・学科における教育上の使命・目的を明確に示すため、学則第4条の2に下記のとおり定めている。

(本学の目的)

本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

(学部学科の目的)

1. 現代文化学部は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とする。
 - (1) 国際教養学科は、人間・社会・世界について探求し、過去からの知的財産を基により賢く・深く・有意義に現代社会に参加するために必要な国際教養を修得し、芸術・文化の創造に貢献できる人材の育成を教育目的とする。
 - (2) こども文化学科は、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

3. 個性・特色等

本学の教育上の個性・特色は、人格の形成や品格の涵養といった心の教育の基盤の上に、各学部・学科ごとの特性に応じた専門的知識を身につけ、社会に貢献する人材となるための「人間教育」である。各学部・学科における教育上の個性・特色については、学生便覧に次のように明示している。

1. 現代文化学部

(1) 国際教養学科

- ・基礎から言語や芸術を学び、思考力と豊かな表現力を自分の興味に合わせて、学修、研究へと発展させている。
- ・実践的な英語力を幅広く学び、表現方法を学修させている。
- ・英語文化、芸術表現（言語、思想、歴史、文学）により、好奇心を示す自由な精神と感性を高めるようにしている。
- ・豊かな感性や創造力を養う体験授業で理解を深め、専門的な知識や見識を身につけることができる。

(2) こども文化学科

- ・保育現場や教育現場を直接体験するために、実習をはじめ、インターンシップ活動、ボランティア活動、見学などを継続的に実施できる。
- ・学修成果を聖母祭、近隣の保育所、幼稚園、小学校、児童館などで発表したり、こどもたちと交流したりすることのできる機会を設けている。
- ・「純心こどもの国のクリスマス」を学生が主体的に実施し、地域とのつながりを継続している。
- ・こども文化研究会に複数の研究班を設置し、科目の学修を発展させたり、自分の興味・関心を活かしたりしてこどもとの関わり方を深めている。
- ・小学校教員の養成においては、東京都教育委員会の実施する「東京教師養成塾」や、神奈川県・横浜市・相模原市教育委員会の実施する「教員養成塾」と積極的に連携している。また、関東や関西の各教育委員会の実施する教員採用の大学推薦制度も活用し、受験機会を広げている。

2 看護学部

(1) 看護学科

- ・看護専門職となるために基盤となるひとりの人間としての成長を支える科目により「基礎」の科目群を構成し、教養教育を充実させている。
- ・看護専門職として必要な専門的知識と技術及び態度を養う科目により「専門」の科目群を構成し、責任を自覚し、社会に貢献できる人材の育成をめざしている。
- ・「専門」の科目群では、保健・医療・福祉の専門知識及び看護学の専門的知識・技術を教授するため、さらに「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の三つの科目群で構成し、基礎・基本から応用へと段階的に学修できる様に、科目の配置を工夫している。
- ・科目間の関連を学習者が理解でき、科目の内容を有機的に結びつけて学習できるように、科目の開講時期を配慮し、同系統の科目について講義・演習・実習の順序で配置している。
- ・実習科目を初期段階から配し、看護学へのモチベーションが高まるように4年間バランスよく配置している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 38 (1963) 年	学校法人 東京純心女子学園創立
昭和 39 (1964) 年	東京純心女子高等学校 (全日制普通科) 開校
昭和 42 (1967) 年	東京純心女子短期大学 (音楽科、生活芸術科) 開学
昭和 46 (1971) 年	短期大学音楽科・生活芸術科に専攻科設置
昭和 48 (1973) 年	生活芸術科を美術科に学科名変更
昭和 61 (1986) 年	東京純心女子中学校開校
平成元 (1989) 年	短期大学に英語科増設
平成 4 (1992) 年	専攻科美術専攻 学位授与機構による認定
平成 5 (1993) 年	専攻科音楽専攻 学位授与機構による認定
平成 8 (1996) 年	東京純心女子大学 現代文化学部 (英米文化学科・芸術文化学科) 開学
平成 16 (2004) 年	現代文化学部英米文化学科を現代英語学科に学科名変更 現代文化学部にこども文化学科増設
平成 20 (2008) 年	現代文化学部現代英語学科を国際教養学科に学科名変更
平成 22 (2010) 年	現代文化学部芸術文化学科 募集停止
平成 27 (2015) 年	現代文化学部国際教養学科 募集停止 東京純心大学に名称変更 (共学化) 看護学部看護学科 開設

2. 本学の現況

- ・大学名 東京純心大学
- ・所在地 東京都八王子市滝山町 2 丁目 600 番地
- ・学部構成
現代文化学部 国際教養学科・こども文化学科
看護学部 看護学科
- ・学生数 (平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在)

区 分	入学定員	収容定員	在籍者数
現代文化学部	60	300	164
看護学部	60	180	142

- ・教員数 (平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在)

区 分	専任教員	兼任教員
現代文化学部	16	26
看護学部	25	53

- ・職員数 (平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在)

区 分	職員数
専任職員	15
非常勤職員	9

Ⅲ. 日本高等教育評価機構評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

1-1-②簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、聖母マリアにならいキリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある奉仕の精神に富む人材を育成することであり、「建学の精神」及び「教育理念」という基盤の上に、学部・学科ごとに下記のとおり定めている。また、これらはいずれも学則第 2 条及び第 4 条の 2 に具体的に明示している。

（本学の目的）

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的な能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

（学部学科の目的）

1. 現代文化学部は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とする。
 - (1) 国際教養学科は、人間・社会・世界について探求し、過去からの知的財産を基により賢く・深く・有意義に現代社会に参加するために必要な国際教養を修得し、芸術・文化の創造に貢献できる人材の育成を教育目的とする。
 - (2) こども文化学科は、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

1-1-②簡潔な文章化

使命・目的等については、学則、大学ホームページ、学生便覧及び大学案内において簡潔に文章化されている。

以上のとおり、本学は基準項目 1-1 を満たしている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育理念は、「愛に根ざした真の知恵“Sapientia in Caritate Fundata”」と端的に表され、大学教育の目的であり、真理の探究として普遍のものではあるが、「真の知恵」には時代や社会の変化を的確に捉えるという意味も含まれている。キリスト教的愛に根ざした真の知恵で教育に力を入れていくことはもとより、社会の変化や要請に応じて高等教育機関としての責任を果たしていく。また、教育理念等の研究を進め、簡潔にわかりやすく、使命と目的を社会に周知していく。

今後とも、「建学の精神」が本学の特色として発揮されるよう教職員及び学生が互いに協調し、それぞれの立場で本学の使命を果たすための努力を惜しまず、創立者の遺志を継承するとともに、広く学外にも理解と関心を深めてもらう取組みを継続して行っていきたい。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-①個性・特色の明示

1-2-②法令への適合

1-2-③変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①個性・特色の明示

本学では、現代文化学部国際教養学科・こども文化学科、看護学部看護学科を設置しており、全学及び学部・学科における個性・特色は、それぞれの使命・目的に従い学生便覧や大学案内等において明示している。さらに、大学案内においては、純心教育の魅力と題して特色ある複数の科目を取り上げで具体的に明示し、本学への進学希望者やその保護者等に対し情報提供している。

1-2-②法令への適合

本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 83 条に定める大学の目的に適合するとともに、現代文化学部国際教養学科・こども文化学科、看護学部看護学科における目的については、大学設置基準第 2 条に従い教育研究上の目的を学則第 4 条第 2 項において定めている。また、同基準第 40 条の 4 に従い、教育研究上の目的に沿った学部学科名称を用いている。

1-2-③変化への対応

本学では、急速な少子高齢化を踏まえ、看護師等の不足という問題に対応し地域社会に貢献するため、平成 27(2015)年 4 月看護学部看護学科の開設を契機に共学化を図り、

また大学名称を東京純心女子大学から東京純心大学に変更した。これに伴い、学則第 2 条に定める（目的）の条文の中に「人類の福祉に貢献し」を付け加えるとともに、「女性の育成」を「人間の育成」に改めた。

以上のとおり、本学は基準項目 1-2 を満たしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の教育・育成はもちろんのこと、今後は看護師や保育士の不足や急速な高齢化などの社会情勢及び地域の課題を的確に捉え、医療施設、介護施設、保育所、児童館、公共図書館等との連携を深めつつ、地域貢献事業を通じて本学の使命・目的を果たしていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-①役員、教職員の理解と支持

1-3-②学内外への周知

1-3-③中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-①役員、教職員の理解と支持

本学園の理事会を構成する理事は、寄附行為第 6 条により選任され、下記 7 人の構成となっている。

（理事の選任）

1. 宗教法人純心聖母会から選任された同会会員 2 人
2. 東京純心大学長
3. 東京純心女子高等学校長
4. 評議員のうちから理事会において選任した者 1 人

5. この法人に関係ある学識経験者及び功労者のうち理事会において選任した 2 人
本学の使命・目的を定めている学則の制定・改正は、寄附行為第 19 条により理事会の諮問事項であり、役員理解と支持のもとに行う。さらに、教職員の代表者等を含めた 15 人の評議員会にあらかじめ意見を聞かなければならないこととなっている。

また、大学（教学部門）の長である学長は、法人の理事でもあるため経営面を総理する理事長及び理事会と常に連絡・調整しながら、教学面の運営体制を整備している。

東京純心大学内においては、学則第 8 条に大学運営協議会、第 9 条に教授会、第 10 条に学部会の設置を定め、運用している。

大学運営協議会は学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、図書館長、教養教育室長、事務局長（事務部長）、事務局次長、企画調整課長、学務課長、図書課長、IR 推進

室長らによる教職協働体制で、教職員の意見・提案を柔軟に汲み上げながら民主的な運営を行っており、学則第8条のとおり(1)教育理念の具現化、(2)教育研究の将来構想の審議、(3)大学運営に関する重要事項の審議等を行っている。

教授会は学則第9条において、教育研究に関する重要事項について、学長の求めに応じて意見を述べることとなっている。

学部会は学則第10条において、学部の教育研究に関する事項について、学部決定を行うに当たり学部長に対して意見を述べるものとし、また学部長の求めに応じて意見を述べるができるものとしている。

これらの諸会議を通じて、使命・目的、教育目的は、役員及び教職員に理解され支持されている。

1-3-②学内外への周知

理事会・大学運営協議会及び教授会等で意思決定された事項については、学部会、学科会及び職員会議を通じて全教職員に周知される。使命・目的、教育目的についても同様に周知・共有されている。

また、学外に対しては、「東京純心女子学園広報」における事業報告、大学報「えにしだ」、後援会総会における議事及び後援会の会報、大学同窓会会報誌「Kunugi」において周知しており、ステークホルダーに対して広く周知される仕組みを構築している。

1-3-③中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

中長期的な計画は、平成27(2015)年度に「純心教育の継承と本学の将来的発展のために」とそれに符合する中長期計画を策定している。

また、平成27(2015)年度には、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーのいわゆる3ポリシーを全学で見直した。その際、「建学の精神」と「教育理念」や使命・目的が十分に反映していることを改めて確認した。

さらに、3ポリシーについては、理事会の議決を経て、ホームページ、学生便覧及び大学案内等により学内外に広く公表している。

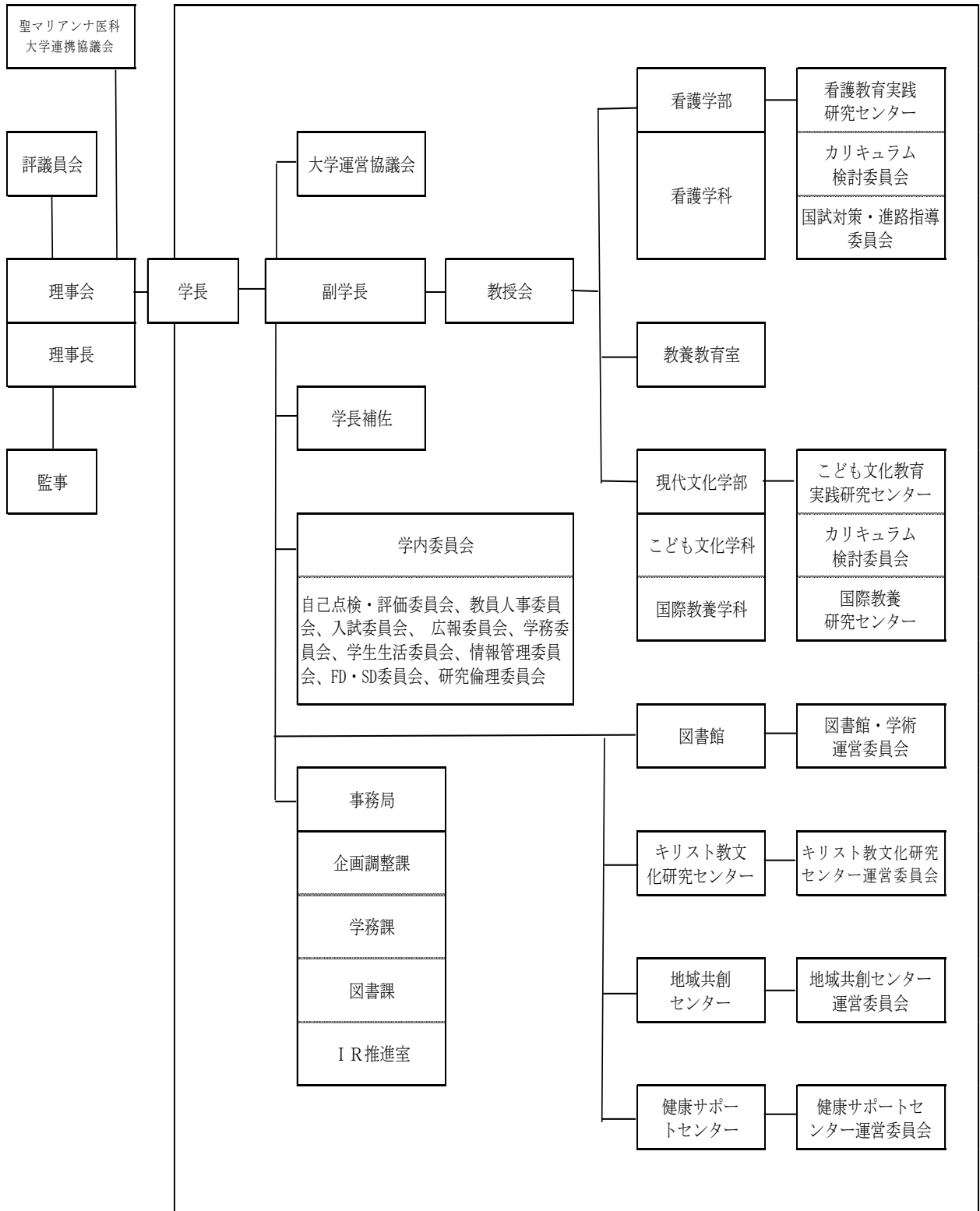
1-3-④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学則第4条から第5条に基づき、運営組織図のとおり、学部・学科、図書館、センター等の教育研究組織を設置して必要な教員を配置している。また、学長、副学長、学長補佐及び各組織の長である学部長、学科長、図書館長については運営組織規程に規定している。なお、平成29(2017)年度には、学長のリーダーシップのもとで本学の使命・目的及び教育目的の達成をより円滑に進めるため、学内委員会の統廃合や一部センターの明確化や運営の円滑さを推進するために規程改正を行なうなど、教育研究組織の構成との整合性を確認している。

以上のとおり、基準項目1-3を満たしている。

東京純心大学運営組織図（平成 29(2016)年 11 月 1 日現在）

東京純心大学 運営組織図



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、役員・教職員の理解と支持が得られているが、さらに理解を深めるため FD(Faculty Development) 研修、SD(Staff Development) 研修等を通じて理解度を高めることにより、教育の質的向上を図っていく。

なお、学外への周知としてホームページを有効活用しているが、使命・目的及び教育目的に関連する情報をさらに見やすくレイアウトするなど、周知方法に改善を図る。学内への浸透は、使命・目的及び教育目的が教職員で共有できるよう新任教職員研修や FD 研修、SD 研修会の充実を図っていく。

また、本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の整合性については、中長期計画に使命・目的及び教育目的を反映していることを常に検証しながら、軌道修正し、社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、教養教育の充実と専門教育の特色の進展を両輪として、学士課程教育の質的向上を図っていくうえで有効な教育研究組織を確立していく。

【基準 1 の自己評価】

「建学の精神」・「教育理念」を踏まえた大学及び学部・学科の使命・目的は、学則に定められ、その規定は具体的かつ明確に示されている。さらには、本学の個性・特色も十分に反映されおり、法令にも適合している。

教育理念として「愛に根ざした真の知恵」を掲げ、開学以来、聖母マリアのすぐれた生き方を教育の理想とした学園創立者シスター江角ヤスの教育の精神に基づき、具体的な学園標語として「マリアさま、いやなことは、私がよろこんで」を定め、教職員はもとより学生にも浸透している。

また、「建学の精神」や「教育理念」及び使命・目的等の根底には、「愛と奉仕」の精神が脈々と受け継がれている。今もなお、その基盤はゆるぐことなく、明確、簡潔で整合性が担保されている。

以上のとおり、「基準 1」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 1」を満たしている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受入れの方針については、従来から大学のアドミッション・ポリシーとそれに対応した学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーを以下のように定め、ホームページや大学案内、学生募集要項をとおして公表し、周知している。

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

【東京純心大学】

東京純心大学では、「自分の目標に対して意欲的に誠実に取り組むことができ、将来、社会に貢献したいという熱意をもつ人」を広く受け入れます。

【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と基本理念を理解し、人間発達と人間社会の原点である<こども>とこどもをとりまく文化全般である<こども文化>を探究しようとする人、保育・教育に関する専門的な知識と技能を習得して地域社会で生かそうとする人、具体的には、下記の適性、能力等を有する人を受け入れます。

1. こどものこころやあそびに共感し、それらを探究することをとおして専門的な知識と技能を身につけようとする人。
2. 心身ともに健康で、奉仕の心とそれを実現する体力を持ち、協働・参画・実践する人。自己研鑽にたゆまず努力する人。
3. あらゆるものごとに対して真摯に向き合い、他者とのコミュニケーションにおいて誠実な人。そのための基礎的な日本語力と文章表現能力を身につけている人。

【看護学部 看護学科】

看護学部看護学科では、本学のアドミッション・ポリシーに加えて、科学的思考力及び課題解決能力を持ち、さらに下記の適正、能力等を有する人を受け入れます。

1. 人間及び健康への支援に関心が高い人。
2. 他の人と協力して物事に取り組むことができる人。

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

アドミッション・ポリシーに基づいて志願者を募集し、また多様な背景をもつ学生を受け入れるために一般入試はもとより、推薦入試、アドミッションズ・オフィス入試（AO入試）、大学入試センター試験利用入試、特別奨学生入試及び特別入試を学部ごとに異な

るものの入学選抜試験として実施している。

〈一般入試〉

一般入試は、本学で学びたいと検討している受験生に対して、多くの受験機会を与える目的で3回実施している。現代文化学部の試験科目は、国語または英語、作文、面接で、看護学部は国語、英語、選択科目（数学・理科（化学基礎）・理科（生物基礎））の中から1つ及び集団面接を課し、それらを総合的に判断し合否を判定している。

また、平成29（2017）年度に看護学部の特待生制度を設け、一回目の一般入試では成績上位3名に対して、授業料及び教育充実費の全学免除または半額免除とするなど、成績優秀な学生確保につなげるよう努めている。

【表：入試区分（一般入試）出願者・受験者・合格者】（単位：名）

学部名	区分	平成 29	平成 28	平成 27	平成 26	平成 25
		(2017) 年度	(2016) 年度	(2015) 年度	(2014) 年度	(2013) 年度
現代文化 学部	出願者	20	19	20	37	40
	受験者	19	15	19	33	40
	合格者	19	14	16	33	39
	入学者	6	3	6	15	22
看護学部	出願者	137	111	111	-	-
	受験者	123	96	97	-	-
	合格者	104	78	71	-	-
	入学者	60	21	41	-	-
合計	出願者	157	130	131	37	40
	受験者	142	111	116	33	40
	合格者	123	92	87	33	39
	入学者	66	24	47	15	22

〈推薦入試〉

推薦入試は、2回実施され、指定校推薦・公募推薦の2つの区分があり、共に本学が定める学業成績（評定平均値）を満たし、かつ当該学生が在籍している学校長からの推薦のある受験生について、面接などを課し総合的に合否を判定している。

【表：入試区分（推薦入試）出願者・受験者・合格者】（単位：名）

学部名	区分	平成 29	平成 28	平成 27	平成 26	平成 25
		(2017) 年度	(2016) 年度	(2015) 年度	(2014) 年度	(2013) 年度
現代文化 学部	出願者	10	13	23	10	21
	受験者	10	13	23	10	21
	合格者	10	13	23	10	21
	入学者	10	13	23	10	21
看護学部	出願者	12	5	16	-	-
	受験者	12	5	15	-	-

	合格者	11	2	13	-	-
	入学者	11	2	13	-	-
合計	出願者	22	18	39	8	21
	受験者	22	18	38	8	21
	合格者	21	15	36	8	21
	入学者	21	15	36	8	21

〈アドミッションズ・オフィス入試（A0入試）〉

A0入試は、現代文化学部こども文化学科で4回実施され、記述力考査、表現力考査及び面接を課している。表現力考査においては、ピアノ表現、造形表現、言語表現、身体表現の中から受験生の得意とするものを選択させるなど個性を發揮しやすくさせるように工夫し、それらを総合的に判断し合否を判定している。

【表：入試区分（A0入試）出願者・受験者・合格者】 (単位：名)

学部名	区分	平成 29 (2017) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 25 (2013) 年度
現代文化 学部	出願者	17	20	20	22	28
	受験者	16	20	20	22	27
	合格者	15	17	20	21	27
	入学者	15	17	20	21	27

〈大学入試センター試験利用入試〉

大学入試センター試験利用入試は、現代文化学部こども文化学科で2回実施され、大学入試センター試験の成績及び出願書類をもとに総合的に合否を判定している。

【表：入試区分（センター試験利用入試）出願者・受験者・合格者】 (単位：名)

学部名	区分	平成 29 (2017) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 25 (2013) 年度
現代文化 学部	出願者	4	6	5	33	38
	受験者	4	6	5	33	38
	合格者	3	5	4	30	31
	入学者	0	3	2	5	4

〈特別奨学生入試〉

特別奨学生入試は、現代文化学部こども文化学科において実施され、東京純心大学特別奨学生取扱要綱が定められており、それに基づき2回実施されている。「建学の精神」及び「教育理念」等を十分に理解し、本学での教育を強く望み、かつ人物及び学業成績が優秀であるが、経済的理由により進学を躊躇している受験生に対して入学後学納金の一部を免除し有為な人材を育成することを目的として、英語・作文・面接を課して総合的に合否を判定している。

【表：入試区分（特別奨学生入試）出願者・受験者・合格者】（単位：名）

学部名	区分	平成 29 (2017) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 25 (2013) 年度
現代文化 学部	出願者	0	1	0	2	3
	受験者	0	1	0	2	3
	合格者	0	1	0	2	2
	入学者	0	0	0	2	2

〈特別入試〉

特別入試は、現代文化学部こども文化学科において実施され、外国人留学生・社会人・海外帰国生徒の3つの区分があり、作文と面接を課して総合的に合否を判定している。

【表：入試区分（特別入試）出願者・受験者・合格者】（単位：名）

学部名	区分	平成 29 (2017) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 25 (2013) 年度
現代文化 学部	出願者	0	1	0	0	0
	受験者	0	1	0	0	0
	合格者	0	1	0	0	0
	入学者	0	1	0	0	0

以上の全ての入試について、学長が入学試験を統括し東京純心大学入学者選抜実施規程に基づき全学的に実施している。

〈入学前プログラム〉

現代文化学部こども文化学科では、入学予定者（一般入試合格者除く）に対して、入学後のスムーズな学生生活を準備するために「入学前プログラム」を複数準備し、実施している。

看護学部看護学科では、「科学的思考力及び課題解決能力」を入学前に確認するために、特に推薦入試による入学者については入学前課題を提示し、大学教育へスムーズに移行できるように配慮している。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

現代文化学部及び看護学部の入学定員、入学者数及び入学定員充足率は、下図のとおりである。

【図：入学定員・入学者数・充足率表】（単位：名）

学部名	区分	平成 29 (2017) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 25 (2013) 年度
現代文化 学部	入学定員	60	60	60	120	120
	入学者数	31	37	51	54	74
	充足率	51%	61%	85%	45%	61%

看護学部	入学定員	60	60	60	-	-
	入学者数	71	23	54	-	-
	充足率	118%	38%	90%	-	-
合計	入学定員	120	120	120	120	120
	入学者数	102	60	105	54	74
	充足率	85%	50%	87%	45%	61%

大学全体の入学定員充足率は、近年満たせない状況が続いているが、看護学部を設置してからは上向き傾向にある。

しかしながら、依然として 100%に届かない状況が続いているため、広報委員会を中心に教職員が協働して入試広報を進めている。

平成 29(2017)年度の入試広報活動としては、従前より契約している広報戦略プランニングアドバイザーを中心とする高校訪問件数は、延べ 579 校（平成 30 年 2 月 16 日現在）となっている。

また、大学オープンキャンパスは、内容の充実を図り、適切な学生受入れ数の維持のための取組みを継続的に実施している。さらには、八王子市、多摩地域、東京 23 区内、埼玉県、神奈川県、山梨県など近隣都県を含めた高校 1 年生～3 年生を対象にした進学ガイダンスや模擬授業、個別相談等を延べ 117 箇所の高等学校等で実施した。

看護学部は、上記の取組み等により学部の魅力を伝え、認知度を高めるための広報戦略の効果と平成 28（2016）年度入試を再検証し、他大学と重複しない日程を組むなど柔軟な対応により、入学定員を満すなど効果が現れている。

現代文化学部こども文化学科は、入学定員を満たせていない状況が 4 年間連続しているため、広報内容を再確認した結果、近隣の競合校との競争に耐えうるだけの大学の特徴を打ち出せなかった点も一つの要因と考え、本学の特色でもある感性教育、単位修得による保育士等の資格取得、高い就職率等を中心に広報しているが、厳しい状況が続いている。

以上の各学部の分析を踏まえ、現代文化学部こども文化学科については、引き続き、学部の魅力を前面に打ち出し、看護学部看護学科については、アクセス、施設設備などの課題、併設高校からの進学者の増加の方策に取り組む必要がある。

また、大学全体の広報戦略の見直しの必要性を確認し、現代文化学部こども文化学科と看護学部看護学科とのコラボレーションによる魅力づくり、優先順位をつけた施設設備の整備、併設高校からの内部進学者を増やすための連携や高校訪問のターゲットをさらに絞り重点的に実施し、ガイダンス等を中心とした募集活動を進めることを平成 30（2018）年度の方針として決定した。

なお、大学及び学部・学科の強みや特色を以下のとおり再確認し、学内での認識の共有を図るとともに、これらの特色を前面に押し出し重点的に広報していく。

【大学の強み・特色】

カトリック的人間教育、感性教育、少人数教育、自然を活かした教育が可能である。

【現代文化学部こども文化学科の強み・特色】

- ・こども文化を学修し、教員や保育士の資格を有する人材の育成が可能である。
- ・資格取得率と就職率の高さ、絵本講座やピアノ、リトミックが充実している。
- ・看護学科とコラボレーションして応急処置など看護の知識・技術をもつ人を育てることが可能である。

【看護学部看護学科の強み・特色】

- ・地域医療（八王子）から高度医療（聖マリアンナ医科大学病院）までを学ぶことが可能である。
- ・地域に根づいた地域包括ケア（高齢者、精神、在宅）を学ぶことや、こども文化学科の資源を活用した教育が可能である。

以上のとおり、基準項目 2-1 を満たしている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学のアドミッション・ポリシーを広く社会に発信することにより、本学の求める学生像を提示することで、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜していくことを継続していく。

また、入学者選抜試験に関しては、入試区分と入学後のその学生の成績状況等を追跡調査し、本学に最適な科目や入試区分の検証を進めていきたい。

なお、入学定員に関しては、全学的に満たせている状況ではないため、継続的に入試広報に注力し志願者数を増やすとともに、受験生やその保護者に対して、アドミッション・ポリシーに基づき各学部学科の教育上の特色ある教育を実施していることを強調するためにも、FD 研修を充実させ教育の質向上を図り、本学の求める学生と本学に入学したい学生の拡大により、適切な学生受入数を維持していく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、「教育理念」を基礎とし、教育の内部質保証の P D C A サイクルの起点であるディプロマ・ポリシーを達成するために、内容を重視したカリキュラムを編成し、実践的・体験的学修を通して実践力を身につけさせるカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を大学及び学部学科で以下のように明確に定めている。

なお、カリキュラム・ポリシーの周知は、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと併せて学生便覧や大学案内及び大学ホームページなどの様々な媒体で公表し、

教職員や学生、また保護者を含むステークホルダーに対して徹底している。

また、カリキュラム・ポリシーを含む3ポリシーは、大学運営協議会において審議・決定したものである。教育課程の編成にあたっては学務委員会が中心となり、3ポリシーの中の特にアドミッション・ポリシーを十分に理解した上で審議・決定している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

【東京純心大学】

東京純心大学では、1. 地域の自然や文化などの本学の特色を活かし、豊かな知性と感性の育成 2. コミュニケーション能力と専門的知識・技術・技能の修得 3. 自ら学ぶ力の育成をカリキュラム・ポリシーとし、「建学の精神」と「教育理念」に基づき、優れた人格と感性及び豊かな教養と専門性を兼ね備えた人材を育成するため、各学部学科の方針に基づきカリキュラム（教育課程）を編成しています。

【現代文化学部 国際教養学科】

以下の4点を考慮して、教育課程を編成しています。

1. プレゼンテーション、インターンシップ、留学などにより、「コミュニケーション力」を育成する実践的な機会を多く設けています。
2. 英語と芸術について文化的理解を深め、思考力と表現力を高めます。
3. 表現力と芸術的素養を福祉や教育の場に活かすことができるようにします。
4. キャリア教育として、「キャリアセミナー」「リベラルアーツ実習」「企業インターンシップ」「言語文化海外実習（留学）」などで、国際的な視野を広め、就職活動に必要な能力を実践的に身につけます。

【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と教育理念を踏まえ、人間発達と人間社会の原点である<こども>とこどもをとりまく文化全般である<こども文化>を探求し、こどもとこどもの心を持ったすべての人が生きる現代社会に貢献できるよう、「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードを基盤に教育課程を編成しています。

1. 感性教育の伝統を基に<表現系科目>を重視する。
2. 人間教育の伝統を基に<実践型科目>により主体的な学修を重視する。
3. 現代社会に貢献できる人材育成のために、<資格課程>を備える。

【看護学部 看護学科】

看護学部看護学科では、「純心の感性教育を基盤とした人材の育成」と「あらゆる健康レベルに対応できる人材の育成」をめざし、教育目標が実現できるように教育課程を編成しています。

1. 看護専門職となるために基盤となるひとりの人間としての成長を支える科目により「基礎」の科目群を構成し、教養教育を充実させています。
2. 看護専門職として必要な専門的知識と技術及び態度を養う科目により「専門」の科目群を構成し、責任を自覚し、社会に貢献できる人材の育成をめざしています。

3. 「専門」の科目群では、保健・医療・福祉の専門知識及び看護学の専門的知識・技術を教授するため、さらに「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の三つの科目群で構成し、基礎・基本から応用へと段階的に学修できる様に、科目の配置を工夫しています。
4. 科目間の関連を学習者が理解でき、科目の内容を有機的に結びつけて学習できるように、科目の開講時期を配慮し、同系統の科目について講義・演習・実習の順序で配置しています。
5. 実習科目を初期段階から配し、看護学へのモチベーションが高まるように4年間バランスよく配置しています。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

各学部学科においては、教育課程編成方針に基づき、教育課程の体系的編成している。履修ガイダンス（前期・後期授業開始前）において、学科生への科目履修の際に指針となるよう教育課程の体系的編成及びカリキュラムマップについて明している。

また、平成28年度に導入した科目ナンバリングを継続し学修の段階や順序等を具体的かつ明確に表し、教育課程の体系性を明示した。

授業の履修にあたっては、無計画な履修を避けるため、履修科目登録単位数に上限を設定（原則として、各年次48単位）し、系統的かつ総合的な学修を促しているが、現代文化学部においては、資格にかかわる履修科目が増えたことから、平成28（2016）年度より例外規定を設けている。

平成28（2016）年度より、学生に授業内容・授業計画ほか、必要な学習量、予習、復習を事前に認識させるため、大学ホームページ内にシラバス検索システムを導入した。

看護学部では、必修科目が多いことから紙媒体のシラバスを同時に運用していることもあり、シラバス検索システムの利用率が現代文化学部59%に対して看護学部81%と看護学部生の利用率が比較的高くなっていた。

今後は、シラバス検索システムの利用率を高めるため、平成30（2017）年1月に実施した学生アンケートの結果を分析し、その結果を次年度以降の説明方法等に活かしていく。

なお、本学の特色の一つとなる両学部混成科目の教養教育科目においては、教養教育室にて、その内容の充実・教育の質的向上を目指して、平成31（2019）年度を目途に見直し・検討を進めている最中であり、さらなる発展が期待できる。

現代文化学部国際教養学科

現代文化学部国際教養学科においては、平成29（2017）年度でその使命を全うし、その幕を閉じるが、平成25（2013）年度に①「英語」「芸術（アート）」の理論や実践をとおして、新たな視点から国際人としての教養を身につけること、②現代社会において生きるための「リベラルアーツ（教養）」と個性豊かな「コミュニケーション力」を持つ人材を育成するための体験的学習をとおして感性や想像力を養うこと、③「基礎」「専門基礎」「専門応用」へと学びを深め、実践力を高めると共に、「キャリア教育」により1年次か

ら卒業後の進路に備えること、④基礎から学び、充実した力を作り上げる実践的授業内容とすること、を目的として教育課程の体系的編成している。

また、その教授方法の工夫・開発として「学生と教員のコンタクトをうながす」「学生間で協力する機会を増やす」「学習に要する時間の大切さを強調する」「過剰な専門用語を使わない」などに基づいた授業を実践し、学生との直接対話等を重視している。

現代文化学部こども文化学科

現代文化学部こども文化学科においてはカリキュラム・ポリシーに基づき、平成 27 (2015) 年度にカリキュラム改革し、学士力をより高めるため伝統ある感性教育と実践型授業による表現力養成を融合させ基礎科目、専門基礎科目を区分し、専門科目群の中に、保育士・幼稚園教諭課程科目及び小学校教諭課程科目を体系的に編成しカリキュラムマップにて内容を明確にしている。

学生は、卒業必修科目でもある「キリスト教学」と「現代文化セミナー」を入学年次に受講することで、本学の「建学の精神」と「教育理念」の背景を学び、学部の基礎教育として導入的指導を受けている。なお、入学時に幼・保・小の課程登録した学生は、基礎及び専門科目内の規定の必修科目等を履修し単位修得することで、卒業時に保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許を取得することが可能である。

また、3・4 年次では、「こども文化セミナー」が卒業必修科目として設置されているため、学生全員が専任教員のゼミに所属することになり、卒業必修単位に指定されている<卒業論文・卒業研究・卒業制作>に向けて、学生各人のテーマに応じたきめ細やかで専門的な指導を担当教員が行っている。

それらの教授方法の工夫・開発は、近隣園児・児童を招いて一緒に制作物の作成や当該学科生の演劇等の発表の場でもある「純心こどもの国のクリスマス」を開催するなど実体験を重視した学修により、学生の主体的な学びを促進している。

看護学部看護学科

看護学科では、教育課程の編成方針で述べたとおり、「基礎」「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の四つの科目群で構成している。学科のディプロマ・ポリシーにある「感性豊かな人間性と倫理観」「自己を活用した対人支援力」を育むために「基礎」と「看護の基礎」の科目群を、「的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力」「人々の健康生活に貢献でき基礎的能力」を育むために「看護の実践」の科目群を、「看護専門職として成長し続けるための基礎力」を育むために「看護の発展」の科目群を置いている。科目群の詳細は以下のとおりで、4 年間をとおして人間性と専門性とを備えた看護師を育成できるように編成している。

・「基礎」

看護の対象である人間を誕生から死まで、どの成長・発達段階においても生活者として理解し、支えることができる人間としての素養を培うために必要となる認知的能力、コミュニケーション力、他者の体験を自分のこととして置き換えて考えられる想像力、ものを見て解釈し組み立てる構想力を育み、さらに、感性豊かな人間、品性を備えた人間となるべく教養を学べるように科目を編成した。

・「看護の基礎」

看護学の基礎を支える人間の心と身体・病態・治療に関連する科目、看護のしくみ・制度に関連する科目及び看護専門職者としての倫理や看護の本質を理解するための科目で構成され、看護の成り立ち、看護を実践するための基盤となる考え方や方法を学べるように科目を編成した。

・「看護の実践」

看護の実践に必要な基本的な援助技術、看護の場の特性と看護の対象となる人間の健康レベル（急性期、回復期、慢性期、終末期）と発達（小児－成人－高齢者というライフステージ）に応じた看護、看護の特殊性を踏まえたケア（母性看護学、精神保健看護学、地域・在宅看護学）の提供ができるように看護実践の基礎と基本を学べるように科目を編成した。

・「看護の発展」

看護学をさらに探究・発展させていくために必要となる基礎力と卒業後も自律して自己を磨き続けられるよう自己教育力を身につけるために、国際的な看護活動や災害における看護活動、看護のマネジメントや看護を探究するための研究法などを学べるように科目を編成した。

それらの教授方法の工夫・開発は、各科目群から得た知識から創造すること、実生活に応用すること、学生の主体性の育成を目指して授業内容の構成を工夫し、理解しやすいように体験的内容を組み入れている。また、学生個々の学習レベルに合わせた指導ができるように、演習・実習科目では参加する教員数を多く配置して学生の特性に応じた指導を行うなどの授業展開している。

以上のとおり、基準項目 2-2 を満たしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえた教育課程編成方針を明確化し、その方針に沿った体系的な教育課程を編成し、教授方法の工夫・開発を行っているが、今後さらに教育の質的転換を図るため、教養教育の充実度を高めるために平成 31(2019)年度を目途に教養科目の抜本的な改革を継続する。学生が必要な学習量、予習、復習の事前に認識し、主体的に学修計画が立てられるよう、シラバス検索システムの活用推進の方策を実施していく。

また、平成 29(2017)年度に大学の体制変更があり、現代文化学部こども文化学科及び看護学部看護学科に新たにカリキュラム検討委員会が組織された。両学部ともカリキュラムの再確認を実施している。

なお、看護学部看護学科は平成 30(2018)年度に完成年度を迎え、翌平成 31年度に新カリキュラムを設置すべく現カリキュラムの見直しや文部科学省より公表された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を活用し検討を進めている。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学生への学修及び授業の支援については、学務委員会（委員長、各学部 3 人、事務局学務課長の合計 8 人）と事務局学務課（専任職員 5 人、非常勤職員 1 人）が各学部学科の教員と常に連絡を取りながら教職協働で、学生一人ひとりに丁寧に指導しつつ、履修登録、学修指導、成績・単位修得等を指導している。本学は小規模大学のため、教員はもちろん、教務担当職員が学生一人ひとりについて、日常の行動や態度、性格・傾向等も把握しており個人の特性を活かすための指導が可能となっている。

新入生は入学後すぐ「学園を知り、師を知り、友を知る」ことを目的としたオリエンテーションキャンプに参加することになっている。そこには教職員や上級生が参加しているため、新入生がすぐに教職員や同級生と互いに理解と親睦を深めることが可能である。

また、教員によるアドバイザー制度を導入しており、日々直面する学修、学生生活、そのほか全般的な問題点について相談を受ける体制をとっている。教員は担当する学生と個別に定期的及び随時に面談し、履修科目の選択や履修計画立案、学習計画のアドバイスをを行う等の学修支援や、大学生活に伴う悩みや将来への戸惑いを聴くなど、具体的かつ広範囲な学生支援を行っている。それは大学に対する要望や意見等の学生の声を聞く貴重な機会となっている。

さらに、学生の質問等に応える機会として、専任教員についてはオフィスアワーも設定し、その時間帯を掲示板及び各研究室入口に掲示することにより、随時対応できるようにしている。

大学事務局としても、「全学生面談計画」と題して職員が学生と面談し、大学の良い点・改善点を確認し、直ぐに対応できる事案は対応するなど学生生活の向上に努めている。

現代文化学部国際教養学科

国際教養学科は、アドバイザー制度やオフィスアワーを十分に活用し、当該学科生にきめ細やかに対応し続け、平成 29（2017）年度で最後の卒業生を送り出した。

現代文化学部こども文化学科

当該学科生にアドバイザーの教員を配置し、学期ごとの個別面談（生活全般、進路全般へのカウンセリング）、成績表を手渡しながらの個別面談（修得単位の確認と学習カウ

ンセリング) し、スムーズな学生生活を送ることができるように配慮している。学科会では長期欠席など気になる学生の情報交換が行われ、学科として共通認識を持ち配慮しながらアドバイザーの教員が親身に責任を持って対応している。

看護学部看護学科

看護学科では、学生一人ひとりを支援することを重視しているため、その相談体制の大きな柱の一つとしてアドバイザー制度を活用している。アドバイザー制度は、教員が二人一組で編成され、各学年にアドバイザーリーダーを選任し、当該学年の情報を集約している。また、当該学科生のアドバイザーは原則として入学より卒業まで一貫して同一教員が担当しているため、学生の学修状況や心情の変化等への気づきが早く、その対応もまた迅速である。

なお、アドバイザーリーダーは、必要に応じてアドバイザー会議を開催し当該学年学生の情報交換、情報分析、課題の抽出、対応策について協議し、その結果は学部会に報告し学部全体で情報を共有している。

また、アドバイザーやアドバイザーリーダーの役割を越える対応が必要な事案に関しては、アドバイザーリーダーもしくは担当アドバイザーより看護学科長及び看護学部長へ随時文書で報告し、看護学科長及び看護学部長の合議で最終判断した上で、学生及び家族への対応している。

もう一つの柱であるオフィスアワーは、各教員が個別に時間を設けており、学生が自由に教員に相談することが可能となっており、担当アドバイザー教員ではなく他の教員へも相談できるようになっているため、学生が相談し易い体制としている。

以上のとおり、基準項目 2-3 を満たしている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員によるアドバイザー制度及びオフィスアワーは、学生に学修意欲の向上や学生生活の充実を図る上で、十分な役割を果たしているため継続し、大学事務局による「全学生面談計画」についても学生からの要望や意見は、大学活性化に必要と重要視しているため継続する。

また、本学の教学面における大学運営については、教員と職員が連携して、教職員協働で進めている。今後とも、教職員協働体制を維持しつつ、より円滑に意思決定や事業運営するために、平成 29 (2017) 年度には委員会等の組織体制を見直し、審議議内容の精選と事務局との関連を整理し迅速な対応を可能な体制とした。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

本学の単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則に明確に定めており、この基準により厳正に行われている。また、学生に対しては履修要項においてその基準を明示している。

単位認定は、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容をしっかりと身につけることを目的として、各年次において履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、厳正に適用している。

卒業・修了認定等は、修業年限を満たし、各学科で定められている「卒業要件」に掲げた科目を履修して、現代文化学部では合計 124 単位以上、看護学部では合計 126 単位以上を修得しなければならないと定め、厳正に適用している。

また、卒業認定と学位の授与に関する基準は、学則第 30 条から第 31 条に明確に定め、ディプロマ・ポリシーを以下のとおりに明確にし、ホームページや大学案内及び学生便覧に公表し、適切に運用している。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

【東京純心大学】

東京純心大学は、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、平和的国際社会と地域社会のよき担い手となる「愛に根ざした真の知恵」を身につけ、各学科で定める所定の単位を修得し、能力を備えた者に学位を授与します。

【現代文化学部 国際教養学科】

所定の単位を修得する過程で、個性豊かなコミュニケーション力を身につけ、卒業論文、卒業研究の審査に合格した者に対し、学士(国際教養学)の学位を授与します。

【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、本学の建学の精神と教育理念に基づき「愛に根ざした真の知恵」(Sapientia in Caritate Fundata) を身につけた国際社会、地域社会のよき担い手を育成します。

こども文化学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、下記の能力を備えた者に卒業を認定し、学士(こども文化学)の学位を授与します。

1. 「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードからのアプローチ方法を学修し、多様化、複雑化、情報化した現代社会の中で原点を見失わずに判断し対処できる資質を具備する。
2. こども文化全般への広い視野と深い認識をもち、保育・教育に関する豊かな専門的知識と技能を習得している。

3. こども文化の研究を通して研鑽した豊かな感性と人格の陶冶をもって、民主的で平和な社会の形成と世界平和に貢献できる。

【看護学部 看護学科】

看護学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、下記の能力を備えた者に卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と倫理観をもとに、人間の尊厳と権利を擁護する態度を身につけている。
2. 自己理解・自己受容をもとに、自己を活用した対人支援力を身につけている。
3. 看護を必要としている人々に、的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力を身につけている。
4. 地域社会の包括的ヘルスケアシステムの一員として、人々の健康生活に貢献する基礎的能力を身につけている。
5. 看護専門職として自らの価値観を形成し、成長し続けられるための基盤を身につけている。

成績評価は、「秀・優・良・可・不可」の評語によって表している（一部「合」「否」）。評点は以表となっている。

評点	評語	合否
100～90	秀	合格
89～80	優	
79～70	良	
69～60	可	
59以下	不可	不合格
無評価	失格	

評語	合否
合	合格
否	不合格

また、上記評価方法の他に GPA(Grade Point Average)も導入されており、大学での全体的な成績を表しており、成績が数値化されるため自己学習の成果や到達度の把握に役立たせている。各学期終了後、学生及び保護者へ配付する成績表に GPA を明記し、単位修得状況とともに学修の水準を学生・保護者が確認できるようにした。

なお、各学期初めに実施しているガイダンス時の履修指導やアドバイザーによる個別相談、学修指導等の機会に活用している。GPA の算出方法は以下のとおりである。

GPA(Grade Point Average) =

$$\frac{(\text{【秀】の修得単位数} \times 4) + (\text{【優】の修得単位数} \times 3) + (\text{【良】の修得単位数} \times 2) + (\text{【可】の修得単位数} \times 1)}{\text{履修登録した単位数 (不合格なった科目含む)}}$$

以上のとおり、基準項目 2-4 を満たしている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科にもディプロマ・ポリシーを定めている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

については、現状でも基準を満たしているが、単位修得状況については、進級規程を設けていないことから取得単位数が少ない学生も4年次まで進級できることにより卒業に困難をきたす学生もいるため、1年次からの積み重ねの大切さをアドバイザー等より積極的に指導している。

今後GPAは、学生の指導をよりきめ細やかにするために活用する等、その活用範囲は広がると考えられるため適切な活用と適正な取り扱いについてさらに改善を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

学生の社会的・職業的自立に関する指導のために組織されていた進路指導委員会は、平成29（2017）年度の学内委員会の統廃合により、学生生活委員会へ統合された。

学生生活委員会及びキャリアセンターでは、各学科の教員と連携して多岐にわたるキャリアガイダンスや就職対策講座を開催し、学生の就職活動へのサポートをしている。

教育課程（現在は現代文化学部のみ）内のキャリアガイダンスとして、2年次生以上の選択科目として講義形式やグループワーク等の授業において、以下のような多岐にわたる「キャリアセミナー」を開催している。

1. 総合ガイダンス（就職活動の全体像と自己分析）
2. 就職情報収集（リクルート、マイナビ、日経キャリアス）
3. 応募書類の書き方 基礎編（応募書類の種類と目的、履歴書の書き方等）
4. 応募書類の書き方 志望動機編（自己PR、志望動機のポイント等）
5. 社会で求められる文章力講座
6. インターンシップ報告会
7. 業界・企業研究講座
8. 筆記試験対策講座①
9. 筆記試験対策講座②
10. 筆記試験対策講座③
11. 筆記試験対策講座④
12. 面接対策講座①
13. 面接対策講座②（グループ・ディスカッション編）
14. 内定者就職活動報告会
15. キャリアセミナー総括

「キャリアセミナー」に関するアンケートの結果、受講した多くの学生から好評を得ている。同アンケートでは、早い段階（2年次）から就職を意識することが重要である

等との回答が多く見受けられ、就職に対する意識啓発という観点から効果を発揮していることが分かる。

さらに、平成 29(2017)年度は企業インターンシップとして多摩市立教育センターにおいて 4 週間実施した。また、終了後、インターンシップ報告会も開催し、企業インターンシップは教育課程内において単位認定している。

そのほかに、平成 29(2017)年度は就職対策講座として筆記試験対策講座、面接対策講座、公立保育士採用試験合格講座、公立保育士フォローアップ講座、公立保育士基礎講座、面接対策講座、公立保育士合格講座を実施するとともに、学内で日本漢字能力検定試験（2 級、準 2 級、3 級）、秘書技能検定 2 級の検定試験を実施している。

就職活動におけるキャリアセンターは、ミニキャリアガイダンス（昼休み）を実施し、「キャリアセミナー」（授業）への補完的意味合いで学生への個別対応している。

また、キャリアカウンセラーが 3 年次より学生全員と個別面談し、4 年次においては、内定が出るまでフォローするなど進路全般にわたり手厚く個別対応している。

教員の指導はもとより、学生生活委員会やキャリアセンターからの指導や助言の結果、就職希望者は、平成 29(2017)年度は国際教養学科 100%、こども文化学科 97.4%、総合計 97.4%と高い就職決定率を維持している。

以上のとおり、基準項目 2-5 を満たしている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度の就職率は 97.4%であり、学生本人の努力と教職員による支援により、一定の成果を得ていると考えられるが、今後はさらに就職率を高めていくために、現在実施しているセミナーやインターンシップの効果を検証し、改善策を検討・実施していく。

また、これまでは現代文化学部の単科大学であったため、就職先の中心は幼稚園や保育所、小学校となっていたが、看護学部の設置により、平成 30(2018)年度には、同学部より卒業生を輩出するのに伴い就職先も多様化するため、情報収集や支援策の拡充を図る。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

平成 29(2017)年度は、教育内容・方法の改善と教員の資質向上のため、FD 研修会の開催、学生による授業評価アンケート及び平成 29(2017)年度教員活動状況評価を実施し

ている。学生の学修状況については、学生による授業評価アンケートにおいて授業への取り組み方や授業時間以外の自己学修時間を調査し、改善策を検討している。

なお、平成 29（2017）年度より学生による授業評価アンケートの結果を受けて、授業改善策を前期・後期のガイダンス時に学生に対して公表している。

また、本学は個々の学生の成績や学生生活の状況の把握に努めるために、学生カードに学修、資格取得、就職等の情報を蓄積させるとともに、アドバイザーである担当教員が随時面談を実施し、必要に応じて学科会等で報告・協議し学生情報の共有を図ることで教育目的の達成状況の点検・評価している。

2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学生による授業アンケートを継続実施し、各教員からはリフレクション・シートの提出を義務付けている。またそれら結果に基づき、低評価の授業の担当教員に対しては、学部長が改善指導し改善計画の提出をさせるなど、学生教育及び教育内容を改善させるよう努めている。

また、リフレクション・シートでは、学部により内容や改善策は異なっているが、全体的に学生の授業態度や生活態度への注意が必要との意見が多くなっている。これは、近年の初等及び中等教育からの積み上げでもあるため、本学のみ課題ではないのかもしれないが、本学は少人数教育を謳っており、アドバイザー制度等を有効活用して個々の学生に十分な指導を実施するなど対応している。

なお、教育活動状況評価については、東京純心大学教員活動状況評価に関する規程に基づき、各学部内に学部評価委員会を設置し審議させ学部長評価へ繋げ、学部長より学長へ評価結果を報告させている。本評価結果は、教員自らの諸活動の改善、活性化・高度化に役立たせ、教育、研究、社会活動及び大学運営の改善に役立てている。

以上のとおり、基準項目 2-6 を満たしている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成現状の評価とフィードバックを継続するための P D C A サイクルが確立されている。今後もさらなる有効活用をするために、学生及び教員からの情報収集し、学生による授業アンケートやリフレクション・シートの見直しを進めていく。

また、学生が卒業後の教育目的の達成状況を確認するため就職先からの聞き取りを中心にしているが、今後も就職先の企業等に対して学修状況の評価等について、アンケート調査を実施し、集計・分析する。

また、学生の卒業時の学修達成状況の正確な情報を得ることにより、全学的な教育目標の達成状況の確認と評価を実施したい。さらには、ティーチングポートフォリオやルーブリックなどを取り入れて複合的に評価していくことも検討している。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①学生生活の安定のための支援

〈学生サービス全般について〉

本学の学生生活（福利厚生・学生相談）については、全学には学生生活委員会が所管し、事務局においては学務課（職員 5 人、非常勤 1 人）を主にして業務を行っている。学生生活委員会は月 1 回を定例として、必要に応じて臨時委員会を開催し臨機応変に下記の学生支援に関することについて審議を行い、学生のニーズに対応している。平成 29（2017）年度の学内委員会の統廃合により、進路指導委員会を統合したことにより、委員会の審議事項が以下のように定められた。

- ① 学生生活の支援に関すること
 - ア 学生会及び課外活動に関すること
 - イ 学生生活（下宿・アルバイト等）に関すること
 - ウ 学生の健康管理に関すること
 - エ 奨学生の選考に関すること
 - オ その他健全な学生生活の継続のために必要な各種の行事等に関する事項
- ② 学生の進路指導に関すること
 - ア 学生の就職及び進学に関すること
 - イ 進路についての指導及び助言に関すること
 - ウ 求人の開拓に関すること
 - エ 大学推薦、選考に関すること
- ③ 学生ボランティアに関すること
 - ア 学生のボランティア活動支援に関すること
 - イ 学生のボランティアの管理に関すること
 - ウ ボランティアに係る調査に関すること
- ④ その他学長が諮問する事項

また、日常は学務課が学生一人ひとりの要望に応えられるように窓口業務を行っている。その内容は、運営組織規程に以下のように定められている。窓口業務は、授業期間中平日 8 時 30 分から 18 時まで、土曜日は 8 時 30 分から 12 時 15 分まで開いている。

- ア 学生の在学証明書、卒業証明書、健康診断証明書、学生旅客運賃割引証、単位修得等に係る証明書発行に関すること
- イ 学生証の発行に関すること
- ウ 学生生活、生活指導に関すること
- エ 提携寮、下宿等住宅に関すること

- オ 学生の傷害保険等に関すること
- カ 「学生カード」の管理等、学生の基本情報に関すること
- キ 通学に関すること
- ク 就職先の開拓に関すること
- ケ 進路指導及び企業研修に関すること
- コ 奨学金に関すること
- サ 「学生会」の支援に関すること
- シ アルバイトに関すること
- ス 式典、大学行事（入学式及び卒業式）に関すること
- セ その他教務・学生生活にかかる事務に関すること

〈オリエンテーションについて〉

新入学生に対しては入学直後に、オリエンテーション及び「学園を知り、師を知り、友を知る」をテーマにした1泊2日のオリエンテーションキャンプを実施して、大学、教職員、同級生、上級生に親しみ、学生生活が安定するよう努めている。

〈経済的支援について〉

本学独自の奨学金としては、江角記念奨学金と後援会奨学金があり、看護学部の学生に対しては、本学と連携している聖マリアンナ医科大学奨学金がある。

また、平成 29（2017）年度には、看護学部看護学科には新たに特待生制度を設けるなど、経済支援策の拡充を図っている。また、バス通学している学生には、バス定期券の購入の補助制度を導入した。

〈心身の健康について〉

学生及び教職員等の健康の保持・増進を目的に、健康支援に関する専門的業務を行うため、健康サポートセンターを設置し、同センターには保健室機能とカウンセリング・ルームを兼ねている。同センターには、平成 29（2017）年度の組織改正において、その運営を円滑に進めるために同センター運営委員会を組織し、業務以下のとおりである。

- ① 定期及び臨時の健康診断
- ② 健康診断実施後の対応（データの保存・管理、フォローアップ）
- ③ 健康診断証明書の発行
- ④ 健康相談及び指導助言
- ⑤ 応急措置
- ⑥ 学内行事に伴う救護支援
- ⑦ メンタルヘルスに関する教育及び相談
- ⑧ 学内の環境衛生改善及び感染症（インフルエンザ、感染症胃腸炎等）予防対策
- ⑨ 実習等に伴う感染症抗体検査等
- ⑩ 飲酒・喫煙・禁止薬物に関する教育
- ⑪ 校医および提携病院（精神科）との連携
- ⑫ その他の医療機関の紹介など
- ⑬ 年間活動状況の報告書作成など
- ⑭ 前各号に定める事業のほか、前条の目的を達成するために必要な業務

〈社会参加について〉

学生が将来、良識ある社会人として活躍できるよう課外活動を通じて調和の取れた人間関係を学ぶことが出来るよう学生会活動を支援している。学生会では、クラブ紹介（4月）、学生総会（5月）、聖母（マリア）祭（10月）、クリスマスの集い（12月）の活動を行っている。そのほかの課外活動についても活動場所の提供や活動補助を行っている。

〈安全・安心について〉

ハラスメントについては、ハラスメント防止委員会が中心となって、東京純心大学ハラスメント防止等に関するガイドラインに基づき、予防・救済・対策に努めている。また、学生便覧への記載やリーフレットの作成・配布により学生に対する周知を図っている。身の回りにおける危険（出会い系サイト、盗聴・盗難、ドラッグ、カルト教団など）については、学生便覧において注意喚起している。また、緊急時の避難と安全について年に一回、防災訓練を行っており、学生便覧により周知している。

平成 29（2017）年度には、学内での防犯対策として監視カメラを複数台設置するなどして、学生及び校内の安全度を高めた。

2-7-②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活委員会では、学生生活にかかる学生の意見・要望等を把握するために、毎年、学生生活アンケートを実施し、その結果を「学生生活アンケート報告」として取り纏めている。

アンケートの回答率としては、現代文化学部は76%、看護学部88%と多くの学生から回答を受けている。その回答からは、学生生活の悩みが高校生までとは異なる授業・勉強の形態・内容に対する戸惑いや不安などが、個人の悩みあるいは友人関係にまでおよぶことが伺える。それらに対しては、学生生活委員会を中心に対処策を検討し、教職員で連動して個人あるいは学年全体に対して的確に対応していくことが学生の悩みを軽減することに効果的であると考えている。

なお、学生より様々な要望や提案等が出され、全てに対応することは難しいが、毎年、学生生活が向上するように可能な限りの対応をしている。平成 29（2017）年度で要望に答えた例としては、「大学において授業終了後に自己学習するスペースを設けてほしい」に対し、18時以降に自己学習スペースとしてキャリアセンターを開放することとした。

また、学生の主たる通学手段である民間バス会社との意見交換会を毎年開催し、事前に学生には「バスに関するアンケート」を実施し、取り纏めて要望として提出している。

さらには、大学事務局として「全学生面談計画」と題して、全学生とのグループ面談を実施し、教員には話しづらい意見や要望を汲み取っている。こちらも事務局として職員会議で意見を出し合い、取り纏めて大学運営協議会へ報告をしている。

以上のとおり、基準項目 2-7 を満たしている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生一人ひとりを大切にする教育をめざしているが、これは学生支援・サービスにおいても同様である。また、男女共学となってから数年しか経っていないため、

女子大学時代とは異なった課題が上がっている。それらについては、学生生活委員会を中心に検討し、必要に応じて学科長や学部長と連携していくこととしている。

また、「学生生活アンケート」「バスに関するアンケート」「全学生面談」は継続して実施し、少しでも学生生活が充実するように、学生サービスの改善に取り組み、学生の要望を取り入れながら大学の改善に役立てていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

教員の配置については、学位の種類及び専門分野に応じて必要な専任教員を確保し、大学設置基準に従うとともに、また、「建学の精神」と「教育理念」の実現、使命・目的に従って適切に配置されており、また教員の年齢構成は、特定の年齢に偏ることなく適正なバランスが保たれている。

【図：全学の教員組織】

(単位：人)

学部	教授	准教授	講師	助教	助手	計
現代文化学部	9	1	5	1	0	16
看護学部	8	5	6	3	3	25
計	17	6	11	4	3	41

【図：専任教員の学部ごとの年齢別構成比】

(単位：人)

学部	～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
現代文化学部	3	2	5	6	16
看護学部	0	5	16	4	25
計	3	7	21	10	41

2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用・昇任については、平成 29 (2017) 年度は、東京純心大学専任教員選考基準に関する規程（旧専任教員選考基準に関する規程）及び教員昇任選考規程等の教員任用に関する諸規程を改正し、その規定に合わせた手続に関してフローチャートも作成し明確化した。

教員評価については、平成 28 (2016) 年度に教員活動状況評価を導入し運用開始している。

FD 研修については、FD・SD 委員会が中心となり、平成 29(2017)年度は研修会を以下のとおり開催し、教職員の意識改革を促しているため、本学の教育水準向上の一助となっている。また、平成 29 (2017) 年度の FD・SD 研修会での新しい取組みは、連携協定大学の聖マリアンナ医科大学より講師を招き、「建学の精神を生きる」と題し、座談会形式で双方の大学は共にキリスト教を基調としているため、「建学の精神」やその精神をどのように受け継ぎ、学生・教職員へ浸透させているのか意見交換した。さらには、開学依頼はじめて研究倫理に関する研修会を開催するなど、積極的に FD・SD への取組を実施している。

1) 現代文化学部 FD 研修会

日時	主なテーマ
4 月 26 日 14:40～15:40	幼稚園教育実習指導「学外実習指導について」
6 月 28 日 13:00～14:30	「保育士養成のあり方」 「保育士資格・幼稚園教諭免許を活かした就職について-幼保の就職活動の実態と本学学生の動向-」

2) 看護学部 FD 研修会

日時	主なテーマ
9 月 7 日 9:30～12:00	現状分析 Workshop : SWOT 分析 (基礎編)
3 月 8 日 9:30～12:00	現状分析 Workshop : SWOT 分析 (B S C 編)

3) 大学事務局の研修会「職員会議」

日時	主なテーマ
5 月 18 日 15:00～16:00	全学生面談について (実施内容確認)
6 月 15 日 14:30～15:30	全学生面談について (実施内容確認)
7 月 13 日 10:00～11:00	全学生面談について (中間まとめ)
12 月 11 日 15:00～16:00	年末行事について
1 月 18 日 10:00～11:00	全学生面談について (最終まとめ)
3 月 22 日 15:00～16:00	全学生面談について (最終まとめ)

4) 全教職員対象の研修会

日時	主なテーマ
2 月 28 日 16:30～17:30	建学の精神を生きる講演会
3 月 28 日 15:00～16:30	研究倫理研修会

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

本学は学則第5条第1項に基づき、両学部で共通で実施する教養教育の充実及び教養教育と専門教育の有機的連携を図り、「建学の精神」と「教育理念」を実現するために調査研究、企画、運営を行い、本学の教育の質的転換に資すること目的として教養教育室を設置し、体制を整備している。

本学の現代文化学部こども文化学科及び看護学部看護学科は、資格・免許取得が主とはなっているものの、「建学の精神」・「教育理念」に基づき、両学部生が共に学ぶ場として宗教学を始めとする多数の科目を設置するなど、豊かな教養と真の教養人の育成をめざし教養教育の充実を図っている。

以上のとおり、基準項目2-8を満たしている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置は、大学設置基準を満たしてはいるが、その配置には不足している部分もあるので、さらなる学生教育の充実を目指し、必要に応じて教員の補充を推進していく。ただし、また、教員全体の専門分野や年齢構成も考慮した上で、専任教員選考基準に関する規程第2条教員の基礎条件の1つでもある「建学の精神」及び目的・使命を理解し実践できることが可能で、専門知識を有する人材の確保が重要である。

教員の資質・能力向上への取組みとして、平成28(2016)年度から実施している教員活動状況評価を継続し、その内容については時流に合うように検討していく。また、FD・SD研修会をより活性化させ両学部混成の研修会を増やせるように検討してき、内容についても具体的に教員の資質の向上に寄与するように改善する。

教養教育の体制は、教養教育室を中心に平成31(2019)年度から教養教育を各学部学科共有の基盤的教育とすることを目指し、教育課程改革に取り組む。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

「基準項目2-9を満たしている。」

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

〈校地・校舎について〉

本学は、八王子市滝山町2丁目600番地に位置し、54,611㎡の校地と本学に併設の東京純心女子中学校・高等学校があり、校舎案内図に示した校舎等を設置し、教育事業を行っている。本学の校地は、東京純心女子中学校・高等学校との共有面積を除いた8,943㎡であり、また大学校舎面積は、15,591.29㎡であり、大学設置基準で定める校舎面積を満たしている。なお、中学校・高等学校と共有する校地内には、運動場10,236.4㎡

(第一グラウンド、第二グラウンド)、テニスコート4面、大学専用体育館(1,006.2㎡)を有している。それらについては、東京純心女子学園財務課が中心となり、大学及び中学校・高等学校が連携して適切に運営し維持管理している。

〈教育・研究施設について〉

教育目的の達成のため、教員研究室は個室39室、共同3室の合計42室を確保している。また、講義室については、2学部共有で10室、現代文化学部3室、看護学部4室があり、演習室として2学部共有で6室、現代文化学部2室、看護学部2室、実習室として現代文化学部2室、看護学部5室を確保している。

さらなる学習環境の整備として、平成29(2017)年度は、学生の放課後の学習スペースとしてキャリアセンター、パソコン室、学生ホールなどが利用できるように施設・設備の改善を進めた。

〈実習室について〉

本学では、看護師、保育士、幼稚園教諭をめざす学生が多く、実習科目の充実も不可欠であり、各学部学科においては次のとおり、実習に関する施設・設備の整備している。

現代文化学部こども文化学科

こども文化学科の実習及び演習関連設備としては、こども文化実習指導センターの他、保育士課程の栄養関連科目で使う「調理室」、リトミックの授業を行う「演習室」、児童英語の授業を行う「児童英語教室」、造形表現の授業を行う「工作室」、絵本演習を行う「大学図書館：<ぬくぬくりプロ><クリスマス絵本コーナー>」、ピアノの練習をする「ピアノ練習室」が23室ある。これは防音設備を完備した個室に1台ずつアップライトピアノ、あるいはグラウンドピアノが設置された感性芸術教育を充実させるための十分な設備となっている。

看護学部看護学科

看護の専門的知識・技術を教授するために、看護学科の学生が主に利用する講義室4室を確保している。このほか看護技術の学修を効果的に行うために、基礎看護学実習室、急性期・慢性期看護学実習室、母子看護学実習室、地域・在宅看護学実習室など専門領域の特性に応じた実習室を備えている。また、形態機能学や感染予防学などの実験等の演習が行えるように演習室を整備している。

なお、学生たちが授業外の課外活動においても看護技術の練習を十分実施できるように、実習室利用マニュアルを作成し実習室を効率よく、安全に利用できるようにしている。

〈図書館について〉

本学の図書館は、地上3階、地下1階で1,480.85㎡の面積を有し、各学部学科に関連する専門書と、キリスト教関係の図書を中心に現在和洋書合わせて約120,000冊、楽譜約6,600冊、視聴覚資料約7,600点、雑誌・紀要約1,000種を所蔵している。また、グループ学習コーナーやグループ視聴室を備えている。特に図書館の絵本コーナーは特色があり、クリスマス、平和、戦争、いのちをテーマとした絵本を中心にコレクションを進めている。

また、平成 28 年度「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」タイプ 1「教育の質的転換」の採択を受け、図書館の一部にラーニングコモンズを設置し、学生の主体的な学びの場を整備したことにより、授業やゼミ活動などが活発に行われている。また、学生の自主的な学びの場としても定着しつつあるので、学生が共に学びあう（ピアサポート）場としてさらに円滑に運用していくためにも教職員のさらなるサポートが重要である。

【資料 表 2-23（図書・資料の所蔵数）】

図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類		視聴覚資料の 所蔵数	電子ジャーナル の所蔵数	データベー スの契約数
図書の冊数 （冊）	開架図書の 冊数（内数）	内国書	外国書			
119,918	119,918	96	15	7,736	3	8

〈江角記念講堂について〉

江角記念講堂は 5 階建てで 3,352.15 m²の面積を有し、1 階が学生食堂、2 階が演習室、研究室、3～5 階が江角記念講堂（大ホール）となっており、入学式、卒業式、聖母祭をはじめ、学生の課外活動（純心こどもの国のクリスマス）音楽系の公開講座・コンサートなどあらゆる大学行事に活用している。

〈安全性について〉

本学は、以下の項目について安全性を確保している。

- ・耐震関係 本学の校舎については、平成 13(2001)年度から順次耐震補強工事を実施し、「新耐震設計基準」が定める耐震基準を満たしている。
- ・消防関係 消火栓、消火器等の設備を備え、年 2 回消防設備の点検を行っている。
- ・警備 学園の校門付近に警備員室を設け、警備員を常時配置するとともに、定時の巡回警備を行っている。
- ・防犯カメラ 校門、正面玄関及び学生出入口付近に防犯カメラを設置し、不審者等の侵入を防止している。
- ・電気関係 年 1 回の法定定期点検を実施している。
- ・ガス器具等 ガス会社の保守要員により定期的に巡回検査を実施している。
- ・定期清掃 ビル管理法に従い、外部業者による日常清掃及び定期清掃を実施するとともに、「害虫・ネズミ駆除」「ホルムアルデヒド検出」等を行っている。
- ・AED 学生窓口に AED を設置し、教職員は八王子消防署小宮出張所救急隊による「AED 講習会」に適宜、参加している。
- ・その他 校舎の入り口二か所と図書館入り口にインフルエンザ等感染症予防のためのアルコール消毒液を設置している。

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、教育目的を達成するために、適切な人数になるように管理している。

現代文化学部は、授業科目により異なるが、一学年まとめて履修しても収容可能な講義室が複数あるため、適切な学生数で本学の教育の特色でもある「少人数教育」を確保

している。

看護学部は、授業の殆どが必修科目のため、各学年単位で受けることが多いことから、各学年の在籍者数に応じて講義室等を選択し利用している。

両学部ともに、定期試験や卒業論文・卒業研究・卒業制作などの発表会を行う場合は、その学生数に併せ適切な講義室を利用している。

以上のとおり、基準項目 2-9 を満たしている。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

魅力ある大学づくりに施設・設備の充実是不可欠な要素であり、教育・研究の充実と併せて重要である。厳しい財政事情の中でもメンテナンス等を繰り返し、基準項目を満たす施設・設備を維持している。今後はさらなる充実を図る必要があるため、財政的に厳しい状況の中、施設・設備に関する基金を有効に活用しながら、学生の学修環境の改善を中心に据え優先順位を検討し、学生が満足できる施設・設備の充実を図っていききたい。

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

本学は、少人数教育を特徴のひとつとして成果を上げてきており、少人数教育の利点を活かしつつ、学生数に応じた授業計画や内容の工夫・改善、環境整備していく。そのための授業を行う学生数の適切な管理については、今後も留意していく。

[基準 2 の自己評価]

本学においては、建学の精神と教育理念に基づき、使命・目的を踏まえた三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を掲げ、学生の受入れから、教育課程及び教授方法、学習及び授業の支援、就職支援、単位認定、卒業認定といった一連の流れの中で、入口から出口まで可能な限り学生一人ひとりに対して懇切丁寧な指導を行うための体制を整備している。

また、教育目的の達成状況の評価とフィードバックを行うとともに、FD・SD 研修等による教職員の職能開発を実践し、教育レベルの向上を心がけている。さらに、教養教育の充実を課題として、教養教育に責任を持つ教養教育室を設置し、平成 31（2019）年度を目途に教養科目の抜本の見直しを図っている。

学生サービスという観点においても、少人数教育を支えるという意識のもと教職員が連携してこれに当たっている。

施設・設備については大学設置基準を満たしているものの、さらに充実すべきところが残っていることも事実であるが、今後も可能な限り、工夫・改善を積み重ねることとしている。

以上のとおり、「基準 2」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 2」を満たしている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者は学校法人東京純心女子学園（以下、「本学園」という。）であり、カトリック修道会「純心聖母会」が母体となっている。本学園は東京純心大学、東京純心女子中学・高等学校の管理運営にあたり、「学校法人東京純心女子学園寄附行為」及び「同施行細則」、それに基づき定められた諸規程に基づき、経営の規律と誠実性を維持し、倫理性、公共性の高い教育機関としての運営している。

平成 29(2017)年度においては、学長の交代があったため、新学長のリーダーシップのもと大学の組織及び規程を改正し、学内のガバナンス強化を図った。また、学長は学園理事でもあることから、特に大学経営への姿勢を明確にし、教職員の信頼を担保すると共に、大学を含めた学園全体がこの先進むべき方向性を示した。

また、学園の経営の規律と誠実性の維持のため、コンプライアンス規程等の整備し、理事会において決定した大学改革と中学校・高等学校改革を学園が一体となって推進することため、中高大連携協議会を実施し、情報共有や意思の疎通を図っている。

3-1-②使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為の第 3 条に「キリスト教の精神に基づき人格教育を施し、以って有為の人材を育成するため教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」とその目的を明確に表明している。

本学の使命・目的を実現するために、自己点検・評価を行うことを学則に明記し、教職員が常に学則にしたがって行動するよう努力している。

1. 現代文化学部は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

教育の質の保証を担保するために、教職員組織及び教授会ほか学内委員会の設置などについて、学校教育法、私立学校法、大学設置基準を遵守しつつ、学則に明記し運営している。

さらに、法令遵守については、コンプライアンス規程等の整備により徹底するとともに全教職員へ通知し啓発した。また、内部監査規程を整備し、内部監査を実施することとしている。

3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

本学は、東京都立滝山公園・滝山城跡に隣接し、自然の樹木等に囲まれ、昆虫等も生息している。また、校地が傾斜地となっているためその環境の保全に困難な点も多いが定期的な維持管理業務を害虫駆除業者に委託し、環境の保全に努めている。

また、創立者のシスター江角ヤスは学園創立以来たくさんの植物を植えるよう指示し、「あなたたちは将来、大事な自分の子供の教育にあたるのだから、植物をとおして『育てる』』ということの意味を教えてもらいなさい」との言葉を遺している。このため、現在でも50種類以上の桜をはじめとする四季折々の植物が存在し、学生をはじめとして来校者の心を癒しているが、学園内の教職員をあげてこの環境の維持に努めている。

人権への配慮については、大学にハラスメント防止委員会を設置するとともに、ハラスメント防止等に関するガイドラインやハラスメントの防止策に関する規則を定めて、その防止と救済に努めているが、学園においても、コンプライアンス推進委員会の設置や規程の整備を行い、内部通報者保護やハラスメントの防止を強化した。また、大学の正規授業科目として、「キリスト教学」や「純心人間学」「宗教学」などの基礎科目において人権に対する配慮や命の尊さについて学生の理解を深めている。また、教職員に対しては、FD・SD研修として、「建学の精神を生きる」と題して、連携協定校である聖マリアンナ医科大学と共同で講演会を開催するなどして、「建学の精神」の理解を深めるよう努めている。

安全管理については法令の定めにより、防火管理者、防災管理者、消防計画作成届出書、自衛消防組織届出書を作成し、消防署に届け出ている。また、防災備品保管場所、発電機の運転方法、非常食の確認など非常時対応訓練を実施している。そのほか、AEDの取扱研修会に教職員が参加するなど、非常時に備えている。

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

教育情報・財務情報の公開については、学校教育法施行規則第172条の2に基づきホームページ上で教育情報を公開している。また、私立学校法第47条に基づき財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業報告書を作成し、法人事務局に備え付け閲覧に供している。さらには、毎年、「東京純心女子学園広報」を作成し、前年度の事業報告、当該年度の事業計画、財務状況について取りまとめ、ホームページに掲載・公表している。今後は、定性的な説明等のいわゆる

非財務情報について具体性を盛り込んだ内容としたい。

以上のとおり、基準項目 3-1 を満たしている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学園では、すでに述べたように経営の規律と誠実性については担保されているが、コンプライアンス等に関する研修会の開催等教職員への周知をさらに進める必要があると認識している。また今後は、教職員の行動規範やソーシャルメディアへの情報発信ポリシー等について規程をさらに整備し、教職員に周知していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為では、理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、理事の職務の執行を監督することとなっている。

理事会は原則として年 3 回招集される。理事会業務のうち日常業務については、常勤理事をもって構成する常任理事会に委任されており、常任理事会で審議・決定された後、理事会に報告することになっている。理事会の議事録については、出席者全員が署名押印し、常に法人事務局に備え付けられている。

理事会からその設置する東京純心大学の管理・運営に関する業務のうち、理事会の決定事項を除く教育・研究に関する業務を学長に委任しており、理事会の業務を総理する理事長と学長の権限と責任を明確に区分している。また、理事の選任について寄附行為の第 6 条に基づき適切に選任されている。

学園内には東京純心女子高等学校があり、大学開学の平成 8（1996）年度から学園内入試に関する申し合わせを交わしていたが、看護学部を設置した平成 27（2015）年度以降、高等学校への入学志願者等から本学看護学部との連携についての問い合わせが多く、さらに連携を深め高大接続を充実させていく必要があったため、理事会が上記のような構成になっていることから、理事会において戦略的な意思決定を迅速に行うことができ、平成 28（2016）年度より学園内入試に関する申し合わせを更新している。

以上のとおり、基準項目 3-2 を満たしている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学園においては、これまでも理事会の構成の特性を生かし、理事会の戦略的意思決定が出来る体制を維持してきたが、理事会の権限と機能を改めて確認・強化し学園の一

体的な発展を図っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定に関することを審議する機関は大学運営協議会であり、学則第8条及び大学運営協議会規程において、その設置と運営方針を定めている。協議事項は(1)教育理念の具現化、(2)教育研究の将来構想、(3)大学運営に関する重要事項の審議、(4)内規等の審議、(5)緊急を要する事項となっている。

学長をトップに、副学長、図書館長、学部長、教養教育室長、学科長、学長補佐、事務局次長又は事務部長、事務局次長、企画調整課長、学務課長、図書課長、IR推進室長で構成され、理事会から委任を受けている教育・研究に関する事項について意思決定を行っている。(1)にもあるように、教育理念の具現化のため大学の使命・目的に沿って意思決定及び業務執行が適切に行われている。

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長を補佐する体制として、運営組織規程により副学長、学長補佐を置くことができることとなっており、平成29(2017)年5月1日現在、副学長1人、学長補佐1人を置いている。副学長は、学長の職務（全般）を補佐し、学長補佐は広報担当の業務を補佐することになっている。副学長及び学長補佐は「学長の推薦により理事会の議を経て理事長が任命すること」となっており、組織上の位置づけも明確であり、使命・目的の達成に向けて理事会の意思決定にも機能している。

教授会は、学校教育法第93条に従い、学則第9条で(1)学生の入学・卒業にかかわる事項、(2)学位の授与に意見を述べることとなっている。

また、教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定する際に教授会の意見を聴くことが必要なものと、教育研究に関する別に定める事項について、学長の求めに応じて意見を述べることができるとされており、役割が明確になっており、学長が教授会に意見を聞くことが必要な重要事項についてはあらかじめ教授会規程第2条に定め、学内に周知されている。その開催については、原則として月に1回であるが、入試判定や学長の必要に応じて随時開催している。

また、学則第11条により学内委員会を学長のもとに設置している。学内委員会は大学の運営を円滑にし、業務執行に対する責任をもたせ、原則月1回開催している。各委員長は学長が指名し、それぞれの進捗状況を大学運営協議会にて報告させ、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮を支えている。

以上のとおり、基準項目 3-3 を満たしている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意味決定組織は、大学運営協議会が各委員会からの報告を受け、協議の結果、学長が決定するというプロセスを重視し、それぞれの会議等の権限と責任も規程により明確化している。PDCAサイクルを適切に回すことのできる体制を整備し、学長のリーダーシップとガバナンスがより効果的に発揮できる体制の構築をしている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<h4>3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化</h4>

理事長は法人を代表し、経営・管理面に関する業務を総理している。教学面については、学長及び校長に委任しているが、両役職者は理事として参画しており、あくまで理事会の意思決定に従い教学面での責任を果たしている。

大学の管理・運営に関する業務は、委員会等から提案や報告に応じて、大学運営協議会の議を経て、教育・研究に関する事項であれば教授会に意見を聞くなどした上で、学長が大学としての意思を決定している。また学長は、法人全体の最高意思決定機関である理事会構成員の一人でもあるため、法人と大学のコミュニケーションは常に取れている。

なお、学長が議長を務める大学の意思決定機関である大学運営協議会の構成員には各学内委員長の他、学部長、学科長、事務局長又は事務部長も含まれているため、大学内の各部門からの自由闊達な意見が出され、コミュニケーションも十分に取れており、小規模大学の特性を活かして円滑な意思決定が行われている。

また、学部には学部会、学科には学科会、研究センターには運営委員会が設置されているため、常に大学全体の動きを伝達しながら、学部、学科及び研究センターの運営を進めている。

<h4>3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性</h4>

理事会構成員である学長が議長となり大学運営協議会を総括しており、理事会（常任含む）の審議内容等を報告し、また同協議会には法人財務課長を陪席させるなど、大学

の状況を常に法人側にも伝えるように努めている。

監事の選任については、寄附行為第7条により、「監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」となっており、適切に選考されている。監事の職務は、寄附行為の第14条に規定され、(1)業務監査、(2)財産の状況に関する、(3)毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出することなどが明記されている。現在は2人の監事が選任され、これに当たっている。監事は毎回、理事会に出席しているが、毎年5月に開催される理事会で財産の状況について意見を述べている。また、業務の状況については、大学の自己点検・評価報告書に基づき監事監査を実施した後、すみやかに理事会に報告し、意見を述べている。

評議員会については、寄附行為の第17条から23条に規定されているとおり、適切に運営されている。第19条に諮問事項が下記のとおり列挙されており、あらかじめ評議員会の意見を聞かねばならないことになっており、これらの事項については、理事会に先立ち、評議員会を開催し意見を聞いた上で、理事会で決定している。

- (1) 予算・借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、法人の最高意思決定機関である理事会及び、学長・校長との常任理事会の議長を務め、大学及び中高の意見・提案を汲み取り、法人の経営に適切なリーダーシップを発揮している。

学長のもとに設置されている学内委員会は、各学部の代表として教員が、事務局からも職員が委員として選出されているため、教職員からの意見・提案を汲み上げ、審議・検討している。それらを各学内委員長は、大学運営協議会へ報告または議案として上程している。学長は、必要に応じて、教授会や常任理事会へ議案提起するなどして、学校法人及び大学の運営に適切に反映させている。

以上のとおり、基準項目3-4を満たしている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

現状で、法人と大学間、大学内の各部門相互のコミュニケーションとガバナンスが維持され、相互にチェックする体制は整っているが、リスクマネジメントの観点からこのバランスが崩れないよう維持しつつ、さらには内部監査の実施により、透明性を確保していきたい。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

業務の執行にあたっては、理事会・理事長の責任において経営・管理面の業務と学長の責任で行われる大学の教学面の業務を適切に分散し、相互に補完しながら進めている。これらをサポートするため、法人事務局には事務局長、総務課、財務課、企画調査役を大学事務局には事務局長又は事務部長、事務局次長、企画調整課、学務課、図書課、IR推進室を置き、業務を執行している。なお、一部兼務をしている場合もあるが、権限と責任が一致し、職務上の相互牽制が効くよう職員を配置している。

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学は学内委員会には、委員として事務職員 1 名を選任し、また事務的に支援するために、事務担当課が割り振られている。各委員長は事務担当課と調整しながら年間スケジュールや会議運営、事業執行を管理しているが、事務職員の果たす役割は大きく、職務上の専門性は高い。

大学事務局は、情報共有と円滑な意思疎通を図るため、毎朝の朝礼と原則として月 1 回に職員会議を開催している。この会議は、大学改革の方向性や将来展望について議論できるよう議題を設定するなど、自由闊達な意見交換ができるよう配慮している。

3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意

SD 研修については、月 1 回の職員会議等を活用している。さらに、それぞれの担当職務の専門性を高めるため外部機関で開催されるセミナーや研修会に出席し、職員会議で報告している。さらに、各自の担当業務の進捗状況の報告や業務に関する提案などを取りまとめ、論理的に組み立てたうえで、明確に説明するという訓練も行っている。お互いの業務の内容、現状、課題を知ることが事務局内の意思疎通と相互理解を図る上で有用である。

平成 29（2017）年度は、連携協定大学である聖マリアンナ医科大学より事務職員 4 名を迎え、「建学の精神を生きる」と題して、双方の活動を報告し意見交換をしたことにより、他大学の取組についても確認できた。

以上のとおり、基準項目 3-5 を満たしている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

SD 研修を充実させ職員の意欲と資質の向上を継続し、さらに事務職員一人ひとりが大学運営に参画しているという意識を持つことの重要性を再認識させたい。また、職員が同様の業務を長期に亘り担当することが必ずしも大学の運営上望ましいことではないので、その配置については、随時（最長でも 5 年以内）見直し、適正なキャリアパスを構成し、より一層職務に励むことができる環境を整備する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、「建学の精神」や「教育理念」を実現し、その使命・目的を果たすため、これまでも委員会ごとに中長期計画を作成し、それを基盤として、毎年度、理事会に対して予算要求を行い、配分された予算をさらに学内において戦略的に管理・執行してきた。

平成 29(2017)年度予算要求については、上記の中長期計画に記載された事項を中心とした予算要求を行うことを基本とし、理事会においては、大学からの要求の内容を精査し、学生帰属収入減に伴う厳しい財政状況の中、適正かつ有効と思われる事項について財政的措置を行った。特に、18 歳人口の減少問題に対応するため、大学教育の質的転換や入試・広報関係の経費について充実を図り、また、学長調整費を設け、大学改革に対して学長のリーダーシップを発揮するための経費を確保し、大学の諸事業を円滑に進められるよう、適切かつ迅速に支出できる仕組みを構築している。

このように、本学園及び本学の財政運営は中長期的な計画に基づき、必要最小限の予算を工夫して組み立て、適切な財政運営を行っている。

3-6-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務の源泉は、帰属収入の 6 割以上を占めている学生生徒等納付金が主であるため、18 歳人口の減少等により厳しい状況にあるが、大学及び中学校・高等学校で入学定員を確保する目標を事業計画に定めて、安定した収入を確保するよう努めている。

帰属収支差額を見ると、最近 5 年間の経年でみると、平成 26 (2014) 年度以降は終始差額が連続してマイナスになっているが、主な要因としては、平成 26 (2014) 年度以降は看護学部看護学科の開設に伴う経費を計上しているためである。【表 東京純心女子学園事業活動収支差額】看護学部単独では、平成 30 (2018) 年度に収支差額がプラスに転じる見込みであるが、現代文化学部及び東京純心女子中学校・高等学校は依然として

厳しい状態が続いている。

なお、事業活動収支差額においては、支出超過が継続しているが、流動資産の一定の現預金は確保しており、また基金の有効活用等も検討しながら収支バランスの確保に努めていく。

【表：東京純心女子学園事業活動収支差額】 (単位：千円)

年度	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)	H26 (2014)	H25 (2013)
事業活動収入	1,213,830	1,200,573	1,286,125	1,185,512	1,303,036
事業活動支出	1,561,478	1,565,435	1,637,825	1,380,827	1,249,994
収支差額	▲347,648	▲364,862	▲351,700	▲195,315	7,568

※平成26年度以前は「帰属収入」「消費支出」と読み替える

さらに外部資金の獲得として、科学研究費助成事業への申請数・採択数を増やすべく、学内で科学研究費助成事業に関する研修会を開催するなど努力はしているが、一朝一夕では達成できないのもまた事実であるため、継続して教員への啓発活動を推進していく。

【表：科学研究費助成事業採択件数】 (単位：件)

年度	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)	H26 (2014)	H25 (2013)
申請件数	6	8	8	3	3
採択件数	2	2	4	1	0
採択率	33%	25%	50%	33%	0%

以上のとおり、本学は基準項目3-6を満たしている。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

今後も学園及び本学の安定した財務基盤を確保するためには、学生生徒等納付金と私立大学等経常費補助金の確保が必要であり、充実した教育内容など大学の魅力を高めていくことにより、入学志願者の増を図っていく。また、外部資金獲得のため、特に科学研究費助成事業については、全教員が申請を目指すことを将来計画に盛り込んでおり、それを実現すべく、教員への支援体制を構築する。

また、学園の財務基盤を安定させるためにも喫緊にアクションプランを策定し実行していく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

「基準項目3-7を満たしている。」

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①会計処理の適正な実施

本学園では、「学校法人会計基準」に基づき、「学校法人東京純心女子学園経理規程」「学校法人東京純心女子学園物品購入規程」「東京純心女子学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程を整備し、法人事務局財務課において適切に会計処理を行っている。実務での会計処理上の疑義や判断が困難なものについては、その都度私立学校共済・振興事業団の担当窓口や公認会計士に相談の上対応している。また、租税についても所轄の税務署に指導を受け、適切な会計処理に努めている。

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査及び私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査を行っている。

監査法人による会計監査は、あらかじめ定められた監査計画に基づき実施しており、元帳及び帳票並びに計算書類等の照合、棚卸立会、担当者との業務手続の確認等が行われる。また、理事長及び監事との面談による意見交換も行い、不正や過失の防止と発見やより高度な監査を可能とする十分な監査時間の確保に努めている。

監事による監査は、「学校法人東京純心女子学園監事監査規程」に基づき、教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与するため、学園の業務の執行状況及び財政状況の適正化について監査を行っている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人業務の運営が適正に行われているか監査している。さらに、監査法人と緊密な連携を保ち、定期的な意見交換を行った上で会計年度ごとに監査報告書を作成し、監査の結果及びその内容について理事会に報告している。

内部監査体制としては、「学校法人東京純心女子学園内部監査規程」を定め、職員を監査担当者として指名している。内部監査担当者は職員として学園の諸活動に精通した視点から、学園全体の効率的運営及び財務資料等を監査し、不正・過失・冗費等の防止・発見を目的に定期的な監査を実施し、会計処理の適正化に努めている。

以上のとおり、基準項目 3-7 を満たしている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、現状においても会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施を確保しているが、今後も学校法人会計基準、本学園の経理関係規程等に準拠し、適切に会計処理を進めていく。会計監査において、改善事項等は指摘されていないが、会計監査人が不正等を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・改善事項を指摘した場合の学校側の対応体制の確立を図っていく。

また、会計処理上の疑問や判断が難しいものについては公認会計士にその都度質問や相談し、今後も適正な経理事務の継続及び改善に努める。

さらに、会計事務担当者を各種業務研修会に積極的に参加させ、会計業務運営の円滑化を図っていく。

【基準3の自己評価】

本学園及び本学の経営及び運営管理については、寄附行為がその基盤であり、これを厳密に遵守している。第3条（目的）に定めるとおり、「キリスト教の精神に基づき人格教育を施し、有為の人材を育成するための学校教育を行う」ことが基本であるが、ここには教育基本法と学校教育法に従うことを明記している。そのほかの関係法令や大学設置基準などを含めて、法令遵守に対する意識啓発を常に進めている。また、理事会及び評議会の運営や、資産及び会計についても寄附行為に基づき、適切に行っている。

経営面における理事長の権限及び責任と教育・研究面における学長の責任及び権限を明確に区分しながらも、一方で、理事会と大学の意思決定機関のコミュニケーションは常に確保している。例えば、大学の規程の制定・改廃であっても、ほとんどの規程については理事会に協議または報告するものとされている。また、理事会及び常任理事会において、毎回議題以外に学長から大学の動きについて報告し、理事会及び常任理事会での議決等については、大学運営協議会及び教授会で必ず報告している。

職員の資質の向上を図るための方策として、学内でのSD研修会の開催はもとより、外部で行われる研修会・会議等への積極的参加を奨励している。これにより、職員はそれぞれの担当分野（企画運営系、教務系、学生系など）や職務に関する専門性を高めるよう努力している。

以上のとおり、「基準3」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準3」を満たしている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

学則第 2 条に本学の使命・目的を明示し、教育研究の向上を図りその使命・目的を達成するため、同じく第 3 条に、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、その結果を公表することとしている。

本学は平成 21(2009)年度に日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審し認証評価を得ていた。認証評価は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられているため、引続き同機構の認証評価を平成 28(2016)年度に受審し、認証評価を得ている。

平成 29 年度自己点検・評価報告書の作成にあたっては、自己点検・評価委員会により同機構が定める大学評価基準を基に自己判定の担当（各科・センター・委員会等）を決め、事務局と協働し各評価項目に対して将来計画とともに記述した。また、各担当から提出のあった報告書を同委員会において審議し、平成 30(2018)年 3 月末時点で取り纏めた。

4-1-②自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価体制については、自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価委員会が担当している。同委員会は、学長が主宰し、指名した委員長のもとで「本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動にかかわる自己点検・評価の実施体制を整え、その結果を大学の健全な発展に資することを目的」として自己点検・評価を実施している。委員会の主な審議事項は以下のとおりであり、「全学的に共通する項目及び個別分野、領域において実施した点検・評価結果を検証し、全学的視点による体系的な点検・評価を加えた自己点検・評価報告書を作成し、教育研究活動の状況を公表する」こととなっており、その体制は適切である。

4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価の実施については、自己点検・評価委員会規程に「定期に実施する。ただし、特に検討を必要とする事項については、随時実施するものとする」となっており、定期的な実施体制を確立している。

以上のとおり、基準項目 4-1 を満たしている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年度に日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審後も自己点検・評価を3年に1度実施しすることとしていたが、私学を取り巻く環境の変化に対応すべく、また着実にPDCAサイクルを循環させるために毎年実施することとした。それを実施することにより、平成 35(2023)年度に受審予定である第Ⅲ期大学機関別認証評価までに諸改革を着実に進めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価のためのエビデンスとして、業務ごとに実施しているアンケート調査を活用している。

- ・オープンキャンパスアンケート（入試・広報関係アンケート）は、本学が実施しているオープンキャンパスの際に来校する高校生を対象にアンケートを実施するもので、この結果を翌年のオープンキャンパスの企画に反映させている。また、入学から卒業、その後の追跡調査を行うための入り口としても重要である。
- ・大学広報アンケートは、入学直後のオリエンテーションキャンプにおいて全学生を対象にしている。(1)本学を受験した入試区分(A0、推薦、一般など)、(2)本学を知った媒体、(3)本学受験を決めた理由、(4)本学受験を決めた時期、(5)志望理由と志望順位について尋ねている。
- ・授業評価アンケート（学生による授業評価アンケート）については、基準項目 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバックに記載のとおり実施している。
- ・学生生活アンケート（学生生活関係アンケート）は、学生サービスの改善と生活に関することや学修に対する意識について情報や状況を収集する目的で実施し、学生生活・学修状況の現状把握に努めた。
- ・オリエンテーションキャンプアンケートは、入学直後に実施されるオリエンテーションキャンプに関する質問事項を設け実施し、次年度以降の内容に反映させている。
- ・キャリアセミナーアンケート（進路指導関係アンケート）は、2 年次以上を対象とした授業科目である「キャリアセミナー」について、授業改善を目的に実施し、本学の就職支援に対する意見・要望について尋ねている。

- ・公開講座についてのアンケート（地域共創関係アンケート）は、地域共創センターが実施し、次年度以降の講座に反映させている。
- ・純心こどもの国のクリスマスアンケートは、現代文化学部こども文化学科及びこども文教育実践研究センターが実施している子ども向けの催し物について、今後の企画運営の改善に活かすために実施している。

以上のように、自己点検・評価のエビデンスとして、各種アンケートを活用して、透明性を確保している。

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

これらのアンケート調査は、多岐に亘るため各委員会とそれを支援する事務局各課が業務内容に応じて実施している。データの収集から分析まで、事務局担当課が行い、各学科へフィードバックし、学科において分析と情報共有を図っている。また、その結果を次年度の委員会における事業計画に反映させている。

4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の結果については、大学運営協議会、教授会、職員会議等において配布・説明することにより、学内の教職員で共有し、今後の業務改善に活かすように周知している。

また、監事の監査を経て、理事会で承認を受けた後、大学事務局に備え付けるとともに、ホームページにおいて公開している。

以上のとおり、基準項目 4-2 を満たしている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

アンケートはそれぞれの業務において、学生や大学行事来場者の満足度を知り、翌年度以降の事業計画を立てるためにも重要な基礎資料であると考えているため、今後も継続して調査項目の精選に努めるとともに、一方で、集計等に変な労力を要することから敬遠される場合もあることから、アンケートの収集・集計・分析等を簡単に行えるシステムの導入などを図りながらアンケート調査の充実を図っていく。

また、これらのデータの有効活用を図るため、事務局に IR 推進室が設置され、学内に存在するデータの収集に努めると共に、早期に分析・企画立案等を行うことができるよう体制を整備している。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための P D C A サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①自己点検・評価の結果の活用のためのP D C Aサイクルの仕組みの確立と機能性

日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価制度を活用し、これまでの自己点検・評価を踏まえつつ、評価項目及び留意点を参考に自己点検・評価委員会が平成29(2017)年度にそれぞれが取り組むべき改善計画を確認した。(計画：PLAN)

各学部・学科、委員会、事務局が計画を実行(活動：DO)し、自己点検・評価を実施する。それぞれの自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会が取り纏めて、理事長、学長に報告した。さらには理事会の議を経て、監事監査を受け、(確認：CHECK)大学事務局に据え置くとともに、ホームページで公開している。

これら一連の流れの中で確定した自己点検・報告書を基に、理事会及び監事の意見を十分に勘案した上で、自己点検・評価委員会で改善策を検討し、大学運営協議会で次年度の事業計画や改善計画を作成し、実行を促す。(実行：ACTION)

このように、本学は全学的なP D C Aサイクルの仕組みを構築し、組織及び大学運営の活性化に努めている。

以上のとおり、基準項目4-3を満たしている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成28(2016)年度に日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審後も自己点検・評価を3年に1度実施しすることとしていたが、私学を取り巻く環境の変化に対応すべく、また着実にP D C Aサイクルを循環させるために毎年実施することとした。

また、平成29(2017)年度は、学内体制に変更があり、将来計画に基づく年度の事業計画について各科・センター・委員会等に見直しをさせて中長期計画の再点検を実施した。これは、P D C Aサイクルが機能を果たし、また大学として不断の検証を実施している証であり、平成35(2023)年度に受審予定である第Ⅲ期大学機関別認証評価までに諸改革を着実に進めていく。

【基準4の自己評価】

本学における自己点検・評価活動の適切性としては、教育研究活動の質の保証と改善を図り、諸改革を進めるために本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的に実施していることで満たしている。

また、自己点検・評価活動の誠実性は、現状把握のために必要なアンケート調査や各種資料を十分に収集・整理し分析・検討しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果を学内で共有し、ホームページ等を通じて社会にも公表していることで満たしている。

さらに、自己点検・評価活動の有効性は、教育研究の改善と向上に結び付くとして、自己点検・評価の結果を活用するためのP D C Aサイクルの仕組みが確立していることで満たしている。

以上のとおり、「基準4」における全ての「基準項目」について、自己点検・評価を実施した結果、「基準4」を満たしている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A 地域（八王子市及びその周辺）のニーズに沿った貢献

《基準 A の視点》

A-① 地域貢献の核となる組織を設置し、学内各組織と連携を行っているか。

A-② 社会貢献事業が地域のニーズに的確に対応しているか。

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-①地域貢献の核となる組織を設置し、学内各組織と連携を行っているか。

本学は、学則第 5 条第 1 項に基づき、地域共創センターを設置し、さらにその運営をより円滑に進めるために地域共創センター運営委員会を組織し、公開講座をはじめとする地域貢献事業を実施している。同センターは、現代文化学部こども教育実践研究センターや看護学部看護教育実践研究センターならびにキリスト教文化研究センターにおいても公開講座等の地域貢献事業を行っているため、これら学内組織とも緊密に連携している。

A-②社会貢献事業が地域のニーズに的確に対応しているか。

本学では、地域のニーズをアンケート調査や八王子市や八王子大学コンソーシアム八王子の職員等との協議を通じて把握しつつ、以下の地域貢献事業を実施している。

・公開講座の開講について

地域共創センターでは、公開講座として語学、美術、音楽、教養等に関する講座を開講するとともに、八王子市が主催する「八王子学園都市大学いちよう塾」へ講座を提供している。

公開講座の対象は、一般社会人向けのものから小学生や親子向けのものまで幅広く、またその内容も本学の財産の 1 つでもあるパイプオルガンを十分に活用するなど八王子市内では本学でしか学ぶことのできない特色を出して、教育・研究の成果還元や地域の生涯学習環境整備に貢献している。また、アンケート調査をもとに受講者のニーズに合わせた講座の開設をする等の工夫していることが、リピーターだけでなく新規の受講生獲得にも結び付いている。

さらには、独立行政法人日本学術振興会より採択を受けた委託事業「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI（研究成果の社会還元・普及事業）」の 2 事業では、「科研費」（KAKENHI）による独創的・先駆的な研究について、科学の楽しさ、難しさ、不思議に触れられるよう工夫を凝らし地域の小学校 5、6 年生から高校生までの参加を促し、科学研究振興の一助とするため、研究成果の社会還元・普及事業の一環として講座を開講している。

・八王子学園都市大学「いちょう塾」へ講座の提供について

八王子学園都市大学「いちょう塾」は、八王子市と八王子地域 25 大学・短期大学・高等専門学校企業及び市民との協働により、八王子市民だけでなく、18 歳以上で学習意欲がある方ならだれでも学ぶことができる機会の提供を目的として開学した市民大学である。この「いちょう塾」には本学独自の事業である「公開講座」の一部を提供している。

・クリスマスチャリティオルガンコンサート

平成 29 (2017) 年度も 12 月に本学江角記念講堂において、本学の教員及び学生によるクリスマスコンサートを無料で開催し、地域の人々に美しい音楽に触れる機会を提供している。本コンサートは本学の前身である東京純心女子短期大学音楽科の学生によるコンサートから継承し続け、学生の学修・研究成果を発表する地域に根ざした活動の 1 つである。

本学の特色を色濃く示せるパイプオルガンの演奏、バイオリンとのデュエットや合唱など幅広い音楽を提供し、また今年度より Junshin Christmas Market を同時開催し、カトリック大学としてクリスマスの意義を伝える場としている。

なお、本コンサートは、平成 29 (2017) 年度は約 500 名が来場するなど、本学で開催する一般向け公開事業としては最大規模で、多くの方に認知されている。

【基準 A の自己評価】

本学は、東京都西部の八王子市にあり、主要駅の八王子駅からは約 5 k m 離れているため、東京都に位置するとはいえども、その基盤を「地域」に置いていると言っても過言ではなく、これまでも地域の人々に支えられながら、様々な地域貢献事業を実施している。そのような状況において、「基準 A」について、自己点検・評価を実施し、これまでの社会貢献・地域貢献活動について確認した結果、本学は「基準 A」を満たしている。

基準 B. 強み・特色を生かした独自の研究活動

B「教育の理念」を支えるカトリシズム研究の推進

《Bの視点》

B-① カトリシズムに関する研究組織の体制を整備しているか。

B-② 諸活動が適切に行われているか。

(1) Bの自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) Bの自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-①キリスト教学に関する研究組織の体制を整備しているか。

キリスト教文化研究センターは、キリスト教ヒューマニズムと「建学の精神」の研究とその普及の推進、及び、これに関わる諸般の事業の運営をとおして、本学内外のキリスト教文化に関する教育・研究の発展に資することを目的としている。

また、本学の「教育の理念」を支える「カトリシズムに関する研究」は本学の基盤の一つであることは強み・特色でもある。

また、その運営に関しては、本学内外のキリスト教文化に関する教育・研究の発展に資することを目的としてキリスト教文化研究センターを設置・運営している。

平成 29 (2017) 年度から同センターの運営をより円滑に進めるためにキリスト教文化研究センター運営委員会を組織した。

B-1-②諸活動が適切に行われているか。

キリスト教文化研究センターは、その目的のとおり「建学の精神」・「教育理念」に関する研究のために、平成 29 (2017) 年度においては、以下の様々な活動をしている。

〈キリスト教教養講座〉

平成 29 (2017) 年度は全教職員対象にし、本学の「建学の精神」にもあるキリストの教えや聖書への理解を深めるために、本学客員研究でもあるハインツ・ハム神父を招聘し、年 10 回開催している。

〈学内研修会 (FD・SD 委員会共催)〉

平成 28 (2016) 年度より、FD・SD 研修会として「建学の精神」への理解を深めるために、教職員に対して研修会を開催している。平成 29 (2017) 年度は、連携協定大学の聖マリアンナ医科大学より講師を招聘し、「建学の精神を生きる講演会」と題して、座談会形式で双方の大学の取組みを紹介し、意見交換も実施した。

〈コンサート〉

パイプオルガンレクチャーコンサートを平成 29 (2017) 年 10 月 7 日に実施し、地域共創センターとクリスマスチャリティー・オルガン・コンサートを同年 12 月 16 日に共催し、クリスマスチャリティー・オルガン・コンサートについては平成 29 (2017) 年度は、新たな試みとして Junshin Christmas Market を同時開催し、東日本大震災被災地支援としてチャリティー募金等を実施するなど、地域社会と被災地をつなぐ地域貢献の一助とし、寄せられた寄付金については東日本大震災で被災したこども達の進学支援に役立

てられる「公益財団法人みちのく未来基金」へ全額寄付をしている。

〈出版物〉

キリスト教文化研究センターの研究成果を編集し論文集「カトリコス」を、年間報告として Newsletter を毎年度刊行している。また、学生へのキリスト教カトリシズム、創立者の精神の伝達を目的として、Campus Ministry News を年 2 回刊行している。

〈その他の活動〉

学生のためには大学直属クラブである「アンジェラ会（カトリック研究会）」の活動をサポートしている。

以上のとおり、本学は基準項目 B-1 を満たしている。

(3) B-1 の改善・向上方策

「建学の精神」・「教育理念」の研究及び普及を継続して実施するために、連携協定大学との座談会開催や Junshin Christmas Market を新たに取り入れるなど、積極的な活動を実施している。

また、キリスト教文化研究センターの設置場所が、教員研究室の並びにあるため学生や教職員が気軽に入室できる、いわゆるオープンスペースになっていないため、認知度が低いという課題もあるため、今後は場所の移転も含めて、学生及び教職員が積極的にキリスト教の文化に触れることができるようにして行くことを検討していく。

B-2 各学科の教育・研究の発展と推進

《B-2 の視点》

B-2-① 研究組織の体制を整備しているか。

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-①研究組織の体制を整備しているか。

本学は、両学部それぞれ独自の実践研究センターを学則第 5 条及び学部会規程第 8 条に基づき設置している。

現代文化学部こども文化には、本学のカトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、こどもの文化全般及び保育・教育に関する研究を推進し、地域と連携しながら社会に貢献することを目的に「こども教育実践研究センター」を設置している。

その目的を達成するために、「児童文学（絵本文化）」「こども心理」「身体・表現」を三本柱にすえ、様々な事業活動を実施している。

〈公開講座〉

開催日時	事業名
11 月 25 日①13：15～14：45 ②15：00～16：00	純心平和学講座

1月27日①13:15～14:45 ②15:00～16:30	戦争と平和を考える子どもの本
-----------------------------------	----------------

看護学部看護学科には、当該学生に関する教育・実践・研究能力の育成及び向上を図り、本学の教育・研究の発展に資することを目的として、「看護教育実践研究センター」を設置している。その目的を達成するために、実習病院との調整や地域貢献活動（以下参照）など様々な事業活動を実施している。平成29（2017）年度より全領域の実習が始まり実習受入機関との調整や学内外の実習指導体制の整備したことにより、各実習がスムーズに実施された。

〈地域医療連携看護師会との連携〉

開催日時	テーマ
6月28日 15:00～17:00	地域医療連携看護師会総会 連携強化のためのインターネットシステム導入提案
9月27日 15:00～17:00	第2回看護サマリーの検討（グループワーク）
10月25日 15:00～17:00	訪問看護の現状と課題を知り、病院と訪問看護の連携を強化する
1月26日 15:00～17:00	地域包括ケア時代生活に戻すための他機関他職種連携

〈東京看護協会との連携〉

開催日	テーマ等
2月17日 13:00～16:30	「看護職のネットワーク強化事業活動報告会」にて地域医療連携看護師会の活動を紹介
3月10日 13:00～16:30	①東京都看護協会多摩南地区総会 ②シンポジウム「地域・つなぐ・TAMA」トリプルT～地域で連携しチーム力をあげよう～

〈公開講座〉

開催日時	事業名
9月9日 13:30～15:30	睡眠～日常生活に生かす睡眠への取り組み～
10月21日 13:30～15:00	良いところを言葉にし、もっと楽に生き生きした人生を！ ～行いの健康を磨くソーシャルスキルトレーニング～

〈八王子センター元気との連携〉

平成28（2016）年度より八王子センター元気と連携して地域貢献ならびに学生の学習効果向上を目指している。平成29（2017）年度は、同センターのボランティアに本学学生の参加や本学学園祭聖母祭や本学授業への同センターの参加や協力など、様々な連携を実施している。

(3) B-2 の改善・向上方策

地域との関係性を重視している本学としては、両センターの役割は重要である。平成29（2017）年度も様々な取組みにより、地域社会への貢献を果たしている。今後も継続して地域社会と緊密に連携し、また地域共創センターとも連動して活動の幅を広げていくことを検討する。

